

アジア太平洋研究所資料

16—07

**アジア太平洋地域の政治・経済的協力のあり方**  
**研究報告書**  
**(2015年度)**

**2016年3月**

**一般財団法人 アジア太平洋研究所**



## 〈アブストラクト〉

本報告書は、アジア太平洋地域および東アジア地域における多面的な国際協力を、政治学、国際関係論、経済学、社会学などさまざまな分野の専門家の視点から鳥瞰するものである。

同地域では、グローバル・バリュー・チェーンを積極的に利用する開発戦略が展開され、それを背後から支える経済統合も進展してきた。特に2015年は、ASEAN 経済共同体の一応の完成、環太平洋連携協定 (TPP) の交渉妥結、中国主導のアジアインフラ投資銀行 (AIIB) や一帯一路構想の本格始動という3つの大きな時代を画する出来事があった。

同地域が、単に表面的な経済関係で接続されるばかりでなく、多面的な関係の構築が求められていることを、本報告書から感じとっていただきたい。

2016年3月

〈キーワード〉 国際的生産ネットワーク、ASEAN 経済統合、環太平洋連携協定 (TPP)、アジアインフラ投資銀行 (AIIB)、社会保障

## 〈研究体制〉

研究統括	林 敏彦	アジア太平洋研究所 研究統括
リサーチリーダー	木村 福成	慶應義塾大学 経済学部教授
リサーチャー	金 成垣	東京経済大学 経済学部准教授
リサーチャー	後藤 健太	関西大学 経済学部教授
リサーチャー	陳 永峰	台湾東海大学 副教授兼日本地域研究センター長
リサーチャー	中戸 祐夫	立命館大学 国際関係学部教授
リサーチャー	湯川 拓	大阪大学 大学院国際公共政策研究科准教授
オブザーバー	三重野文晴	京都大学 東南アジア研究所教授
事務局・担当	藤田 真知子	アジア太平洋研究所 総括調査役

〈執筆者〉

- |     |      |   |
|-----|------|---|
| 第1章 | 木村福成 | 総括・東アジア経済統合の推移と今後の課題                              |
| 第2章 | 湯川 拓 | ASEAN 諸国にとって「ASEAN 政治安全保障共同体」はどのような意味を持つのか        |
| 第3章 | 陳 永峰 | 政権交代と台湾通商貿易政策のゆくえ                                 |
| 第4章 | 金 成垣 | 韓国福祉国家を取り巻く現実と日本への政策的示唆                           |
| 第5章 | 中戸祐夫 | アジアインフラ投資銀行 (AIIB) の政治経済学<br>—米中対立構造下での日韓の対応比較—   |
| 第6章 | 後藤健太 | 国際生産ネットワークにおける日本企業の競争力<br>—「暗黙知」の可能性と課題に関する予備的考察— |

## 概要（エグゼクティブ・サマリー）

2015年は、3つの意味で、東アジアの経済統合にとって時代を画する年となった（第1章・木村）。第1に、着実に歩みを進めてきた東アジア諸国連合（ASEAN）の経済統合が、ASEAN経済共同体（AEC）の一応の完成という形で一段落した。第2に、アジア太平洋地域の12カ国の間で進められてきた環太平洋連携（TPP）協定の交渉が終了し、批准・発効には不確実性を残しながらも、新たなレベルの自由化と国際ルール作りに一標準を示した。第3に、中国がアジアインフラ投資銀行（AIIB）や一帯一路などのソフト戦略を本格化した。これら3つの動きは、今後の東アジアの経済統合を考える上での重要な出発点となる。

ASEANあるいは東アジアという地域へのアイデンティティの醸成は、これまで常に経済が先行する形で進んできた。しかし、経済統合が深化する中、同地域に属する国々間の関係は急速に多元化しつつある。本報告書の第2章以下では、経済学のみならず政治学、国際関係論、社会学などさまざまな学問的背景を有する研究者にご参加いただき、ASEANあるいは東アジアの国際関係の射程について議論した。

第2章（湯川）は、ASEAN共同体の下に創設されたASEAN政治安全保障共同体（APSC）を取り上げ、経済主導で進んできたASEAN統合の中で政治安全保障についての協力がどこまで進んだのか、今後どのように発展していく可能性があるのかについて、議論している。出発点はASEAN諸国相互の信頼醸成による国家間武力紛争の回避であるが、そのような機能を超えて非伝統的安全保障分野の協力の実質化がAPSCの当面の目標となっていることが明らかにされている。

第3章（陳）では、ダイナミックに変わりつつある台湾の政治および国際関係について、1つの視点を提供している。2016年1月の総統・立法委員同日選は蔡英文・民主進歩党の圧勝に終わり、国民党からの政権交代が確実となった。中国との政治・経済関係に大きな変化がもたらされる可能性、TPP協定への関心を含む西側諸国との関係の変化など、今後の推移を観察する上で考慮すべき諸点を指摘している。

第4章（金）は、アジア通貨危機以降、急速な福祉国家化を図った韓国がどのような社会福祉モデルを提示しているのかについて、特に日本が何を学べるかという視点から、議論を展開している。東アジアにはさまざまな発展段階の国々が存在しており、社会保障のような国内政策・制度についても多くの独創的なモデルが展開されている。ここからは、さまざまな政策形成への相互協力の可能性が浮かび上がってくる。

第5章（中戸）は、AIIBの加盟問題に当たって日本と韓国が対照的な対応を示した

ことに注目し、それを国際システム要因と国内要因に着目しながら比較・検討している。日韓両国の対中国認識の違いが重要な規定要因であり、また米国からの「圧力」が政策決定において規定要因とならなかった、との結論を得ている。

第6章（後藤）は、国際的生産ネットワークの展開の中で「暗黙知」の移転を中心とする技術移転の意義を検討している。ベトナムを例にとると、労働集約的な縫製産業においては現場レベルの暗黙知の移転が成果を上げた一方、生産のフラグメンテーションが一層極端な形で展開されている電子産業では次元の異なる暗黙知の移転が課題となりうる。日本企業も、どのように自社が担う中核的な事業（コアコンピタンス）を定義し、いかにして国際付加価値連鎖におけるポジションを維持・強化していくかという視点から、事業全体を見直していくことが必要、との結論が導かれる。

この研究会を遂行するに当っては、多くの方々にご助力いただいた。オブザーバーとしてご出席いただいた三重野文晴京都大学東南アジア研究所教授、ゲストスピーカーを務めてくださった岩本武和京都大学大学院経済学研究科教授、清水一史九州大学経済学研究院教授、そしてオープン形式のワークショップにご参加いただいた企業・団体の皆様にも感謝の意を表したい。

2016年3月  
一般財団法人 アジア太平洋研究所  
「アジア太平洋地域の政治・経済的協力のあり方」研究会

リサーチリーダー 木村福成  
(慶應義塾大学 経済学部教授)

# 「アジア太平洋地域の政治・経済的協力のあり方」研究報告書

## 目次

### 第1章 総括・東アジア経済統合の推移と今後の課題

はじめに. ....	1
1. ASEAN 経済統合の到達点と今後の課題. ....	1
2. メガ FTAs の時代. ....	5
3. 中国のソフト戦略. ....	8
4. 日本企業の企業戦略への示唆. ....	9
参考文献. ....	10

### 第2章 ASEAN 諸国にとって

#### 「ASEAN 政治安全保障共同体」はどのような意味を持つか

はじめに. ....	12
1. ASEAN の長い平和. ....	12
2. APSC の目的と達成. ....	14
おわりに：ASEAN 諸国にとっての APSC の意義. ....	18
参考文献. ....	20

### 第3章 政権交代と台湾通商貿易政策のゆくえ

はじめに. ....	21
1. 民進党の大勝. ....	21
2. 蔡英文新政権と地域経済統合. ....	23

### 第4章 韓国福祉国家を取り巻く現実と日本への政策的示唆

はじめに. ....	24
1. 日本における韓国福祉国家研究の興隆. ....	24
2. 韓国福祉国家を取り巻く政策的現実. ....	28
3. 日本への政策的示唆. ....	34
参考文献. ....	36

第5章 アジアインフラ投資銀行 (AIIB) の政治経済学	
－米中対立構造下での日韓の対応比較－	
はじめに. ....	39
1. AIIB の政治経済学. ....	39
2. AIIB に対する日本と韓国の対応. ....	42
3. 日韓の対応の比較・検討. ....	45
おわりに. ....	47
第6章 国際生産ネットワークにおける日本企業の競争力	
－「暗黙知」の可能性と課題に関する予備的考察－	
はじめに. ....	48
1. 国際生産・流通ネットワークとコア・コンピタンス. ....	48
2. 周辺機能の外部化、技術移転と暗黙知. ....	49
3. CSR、「暗黙知」と日本企業の課題. ....	53
参考文献. ....	55
第7章 資料編	
ゲスト講師講演概要. ....	56
研究会記録. ....	59

## 第1章 総括・東アジア経済統合の推移と今後の課題

木村福成（慶應義塾大学）

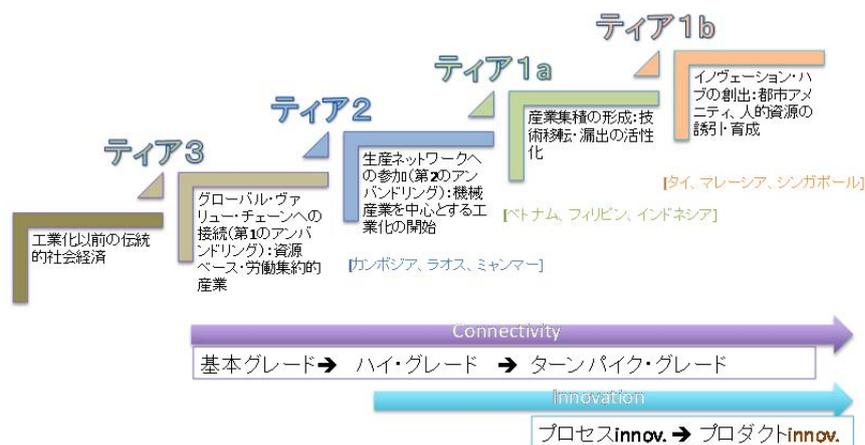
### はじめに

2015年は、3つの意味で、東アジアの経済統合にとって時代を画する年となった。第1に、着実に歩みを進めてきた東アジア諸国連合（ASEAN）の経済統合が、ASEAN経済共同体（AEC）の一応の完成という形で一段落した。第2に、アジア太平洋地域の12カ国の間で進められてきた環太平洋連携（TPP）協定の交渉が終了し、批准・発効には不確実性を残しながらも、新たなレベルの自由化と国際ルール作りに一標準を示した。第3に、中国がアジアインフラ投資銀行（AIIB）や一帯一路などのソフト戦略を本格化した。これら3つの動きは、今後の東アジアの経済統合を考える上での重要な出発点となる。

### 1. ASEAN 経済統合の到達点と今後の課題

ASEAN 経済統合については、同地域において展開されている新たな開発戦略の文脈で、これまでの達成点を評価し、さらに今後向かうべき方向を議論していく必要がある。

北東アジアと東南アジアを含む東アジアは、グローバル・バリュー・チェーン（GVCs）の積極的な利用を中心に据えた開発戦略を採用し、過去数十年にわたって持続的経済成長を遂げてきた（図1-1参照）。東アジアには、単なる国際産業連関としての足の遅いGVCsへの接続（ティア3）にとどまらず、時間にセンシティブな生産ネットワークへの参加（ティア2）に至っている国が数多く存在する。さらに、世界に先駆けて、生産ネットワークとつながりながらの産業集積形成（ティア1a）に至っている国もある。各国とも、地方ごと、産業ごとに異なるティアを同時に課題としているが、特にボトルネックとして重点を置かねばならないティアは、ほぼ所得水準と並行して決まっている（表1-1）。



出所: ERIA (2015).

図 1-1 ASEAN・東アジアの開発戦略

表 1-1 ASEAN 諸国の 1 人当たり GDP (US ドル; 名目価格ベース)

	2009	2010	2011	2012	2013	2014
シンガポール	38,577	46,570	53,117	54,578	55,980	56,287
ブルネイ	28,454	32,063	42,431	42,445	44,560	41,424
マレーシア	7,216	8,515	9,962	10,346	10,420	10,784
タイ	3,947	4,743	5,116	5,391	5,679	5,436
インドネシア	2,359	2,988	3,498	3,564	3,461	3,901
フィリピン	1,829	2,127	2,339	2,568	2,707	2,816
ベトナム	1,232	1,338	1,543	1,755	1,909	2,055
ラオス	913	1,079	1,262	1,443	1,613	1,730
カンボジア	735	785	882	952	1,018	1,105
ミャンマー	456	686	1,127	1,190	1,209	1,278

出所: ASEAN Secretariat webpage  
(<http://www.asean.org/component/zoo/item/macroeconomic-indicators>).

各ティアにおいて特に必要となってくる経済統合アジェンダと開発アジェンダをまとめたのが表1-2である。2015年までのAECは、ティア3、ティア2、およびティア1aの一部までの開発戦略を体現してきた。その意味で、ここまでのところのASEAN経済統合は大きな成功を収めてきたと言える。ASEAN経済統合は、ASEANおよび東アジア全体のGVCsを支える政策環境を提供するものとして確固たる評価を得ている<sup>1</sup>。

表1-2 各ティアで求められる政策：経済統合と開発アジェンダ

	ティア3: GVCsへの接続	ティア2: 生産ネットワークへの参加	ティア1a: 産業集積の形成	ティア1b: イノベーション・ハブの創出
経済統合	一般特惠関税(GSP)の利用	関税撤廃(特に機械類等) 投資自由化(特に機械類等)	関税撤廃 非関税措置撤廃(TBTなど) サービス自由化(特に生産サポートサービス) 投資自由化(特に製造業全般、生産サポートサービス) 人の移動(特にビジネスマン)	非関税措置撤廃(SPS、基準認証など) サービス自由化(全般) 投資自由化(全般) 人の移動(高度人材一般) 知財保護 競争政策 国有企業改革
開発アジェンダ	投資促進(輸出加工区など) 輸送インフラ整備(中程度のグレードのもの) 労働集約的製造業振興 中小企業振興(cottage industryなど)	貿易円滑化(通関電子化・迅速化、トラック相互乗り入れなど) 投資促進(one-stop service、経済特区など) 経済インフラサービス(経済特区向けなど) 輸送インフラ整備(高グレードのもの、特に中距離) 中小企業振興(農産品輸出、観光サービスなど)	貿易・輸送円滑化(シングル・ウィンドウなど) 投資促進(投資受入庁・工業団地サービスの充実など) 経済インフラサービス(広域都市圏開発、大規模安定供給) 輸送インフラ整備(高速・大規模グレードのもの、都市圏輸送網、大型港湾・空港など) 法制・経済制度整備(取引費用の軽減) 中小企業振興(サポーター・インダストリーへの参入)	消費者保護 高度人材育成 R&Dストックの蓄積 都市アメニティの充実 1)多様な消費 サービス、消費財 2)美的・物的設定 文化・芸術、スマートシティ 3)公共政策 教育、治安 4)スピード 都市交通、国際交流 中小企業振興(ヴェンチャービジネス・起業サポート)

出所:木村(2016)。

しかし、この先も経済統合へのモメンタムを継続していくためには、これまでの路線を継続しつつ、開発戦略上の新たな課題に取り組み、ASEAN10カ国全てが魅力を感じる経済統合を志向していかなければならない。AEC2015は、「単一市場と生産基地」、「競争力のある経済地域」、「公平な経済発展」、「グローバルな経済統合」という4つの柱から成っていた(表1-3)。第1の柱が自由貿易協定(FTAs)でカバーされる国際通商政策に当たり、第2、第3の柱は政策協力、第4の柱は域外との経済統合を謳っていた。2015年11月にAECブループリント2025が発表されているが、そこでは、基本的には従来の4本柱を継承しつつ、第1の柱の下にあった統合優先セクターと、第2の柱に置かれていた連結性を統合し、もう1つの柱として独立させ、具体的な成

<sup>1</sup> AEC2015の到達点についてはASEAN(2015a)参照。

果を見えやすくした。

表 1-3 ASEAN 経済共同体 (AEC) 2015 の 4 つの柱

ASEAN 経済共同体 2015			
<b>【単一市場と生産基地】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財の自由な移動</li> <li>・サービスの自由な移動</li> <li>・投資の自由な移動</li> <li>・資本のより自由な移動</li> <li>・熟練労働者の自由な移動</li> <li>・優先統合セクター</li> <li>・食料・農業・林業</li> </ul>	<b>【競争力のある経済地域】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争政策</li> <li>・消費者保護</li> <li>・知財保護</li> <li>・インフラ開発</li> <li>・税制</li> <li>・電子商取引</li> </ul>	<b>【公平な経済発展】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業振興</li> <li>・ASEAN 統合イニシアティブ (IAI)</li> </ul>	<b>【グローバルな経済統合】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対外経済関係についての一貫したアプローチ</li> <li>・グローバル・サプライチェーンへの参加促進</li> </ul>

出所: ASEAN (2015b), p. 5.

表 1-4 ASEAN 経済共同体 (AEC) 2025 の 5 つの柱

ASEAN 経済共同体 ブループリント 2025				
<b>【高度に統合されまとまりのある経済】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財貿易</li> <li>・サービス貿易</li> <li>・投資環境</li> <li>・金融統合・金融包括・金融安定性</li> <li>・熟練労働者・ビジネスマンの移動円滑化</li> <li>・グローバル・サプライチェーンへの参加促進</li> </ul>	<b>【競争力のあるイノベーションでダイナミックな ASEAN】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な競争政策</li> <li>・消費者保護</li> <li>・知財保護協力の強化</li> <li>・生産性主導成長、イノベーション、R&amp;D、技術商業化</li> <li>・税制協力</li> <li>・良好なガバナンス</li> <li>・効果的・効率的・一貫した・応答の良い規制・良好な規制施行</li> <li>・持続可能な経済発展</li> <li>・グローバル・メガトレンドと貿易関連課題</li> </ul>	<b>【連結性向上とセクター協力】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送</li> <li>・情報通信技術</li> <li>・電子商取引</li> <li>・エネルギー</li> <li>・食料・農業・漁業</li> <li>・観光</li> <li>・ヘルスクエア</li> <li>・鉱業</li> <li>・科学技術</li> </ul>	<b>【弾力的・内包的・人間と向き合い・人間中心の ASEAN】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・極小・小・中企業の役割強化</li> <li>・民間部門の役割強化</li> <li>・官民連携 (PPP)</li> <li>・開発格差縮小</li> <li>・地域統合努力へのステークホルダーの貢献</li> </ul>	<b>【グローバルな ASEAN】</b>

出所: ASEAN (2015c).

AEC2025 では、引き続きティア3、ティア2にコミットして特に ASEAN 後発国を助けつつ、ティア1a、ティア1bの課題へと比重を移していかねばならない。第1の柱、国際通商政策に関し、「単一市場」という看板を下ろし、発展段階に従った自由化を目指すようになったのは、大変結構なことである。しかしそこで、特にティア1a、ティア1bで重要となってくるサービス自由化や高度人材の移動の自由化につき、その重要性への理解を深め、一步一步前進していかねばならない。また、第2の柱に置かれている生産性向上やイノベーションについては、まだ十分に書き込まれていないが、当然プライオリティを置いて拡張していかねばならない。

ASEAN 共同体は、政治・安全保障共同体 (APSC)、経済共同体 (AEC)、社会・文化共同体 (ASCC) の3つから成る。このような広いスコープを設定していることは共同体への帰属意識を醸成するために極めて重要である。しかし、経済以外の分野で具体的な成果が上がってくるにはまだ相当の時間がかかるものと理解しておかねばならない。APSC に関しては、本報告書の湯川論文が詳しく議論しているが、「単に『信頼醸成によって国家間武力紛争を回避する』という機能を越えて、非伝統的安全保障分野の協力を実質化させようとしている」(湯川 (2016))。ASCC についても、環境、社会保障、災害対策など、経済に近いアジェンダから順に、具体的なアウトカムが積み上げられていくはずである<sup>2</sup>。まず経済アジェンダが先行していくのは、これまでの ASEAN の来し方を考えても、自然な流れである。

## 2. メガFTAs の時代

TPP の交渉終結 (2015 年 10 月)、ドラフトテキストの公開 (同 11 月)、および署名 (2016 年 2 月) は、交渉に参加していなかった東アジア諸国にも大きな影響を与えつつある。TPP が実際に発効するためには、米国議会での批准等が必要であり、不確定要素も大きい。しかし、もう既に多くの国々が参加希望を表明したり、あるいは参加検討を始めるなど、いわゆるドミノ効果が生じてきている<sup>3</sup>。

6,000 ページ余にのぼる TPP 条文を見ると、交渉妥結を急ぐあまり、多くの例外措置を設けてしまったというところもある一方、自由化のレベルはやはり高く、また国際ルールの部分も大原則については踏み込んだ記述がなされていることがわかる。政

---

<sup>2</sup> 社会保障は、ASEAN のみならず東アジア全体で、より深い政策研究が求められている分野である。金 (2016) は、韓国の社会保障制度が1つのありうるモデルとして学ぶべきところが大きいと主張している。

<sup>3</sup> 台湾の新政権も TPP 加盟に積極的と伝えられる。陳 (2016) 参照。

治的・地政学的インパクトもさることながら、内容的にも、特に東アジア諸国にとっては画期的な協定となっている。

自由化に関しては、まず、関税撤廃率の高さが目立つ。交渉 12 カ国のうち日本を除く 11 カ国については、協定完成時に品目数ベースで 99%もしくは 100%の品目についての関税がゼロとなる。日本のみが 95%の関税撤廃率にとどまる。原産地規則や衛生植物検疫 (SPS) 措置、その他貿易円滑化についても、きめ細かい配慮がなされている。サービスについては、自由化しない部分を書き出すいわゆる「ネガティブ・リスト方式」が採用され、各分野で自由化が進む。投資に関しても、無差別原則や各種パフォーマンス規制の禁止が盛り込まれ、投資家対国家の紛争解決 (ISDS) も導入される。政府調達についても、例外も多く設けられているが、無差別原則が明確に規定されている。国際ルールについては、知財、競争、国有企業等との競争条件の平準化、環境、労働等が定められている。多くの部分は、新興国・発展途上国の投資環境改善に資するものと考えられ、逆に日本等先進国が変わらねばならないところはごく少ない。

TPP 協定は世界中で交渉中のメガ FTAs を先導する役割を果たしており、TPP が発効に近づけば他の交渉も加速され、またその内容も良質化される。その傾向は、特に日 EU 経済連携協定、環大西洋貿易投資パートナーシップ (TTIP) において顕著である (図 1-2)。一旦これらのメガ FTAs が完成すれば、世界大の国際ルール作りにも新たな希望が見えてくる。世界貿易機関 (WTO) の下での多角的 (multilateral) な国際ルール作りは長い間困難な状況が続いてきた。しかし、有力なメガ FTAs が複数結ばれば、国際ルールの共通項をトピックごとに切り出してプल्ली協定としていくことも可能になる。世界経済のグローバル化に国際ルール作りが遅れてしまっている現状は、何としても打開しなければならない。

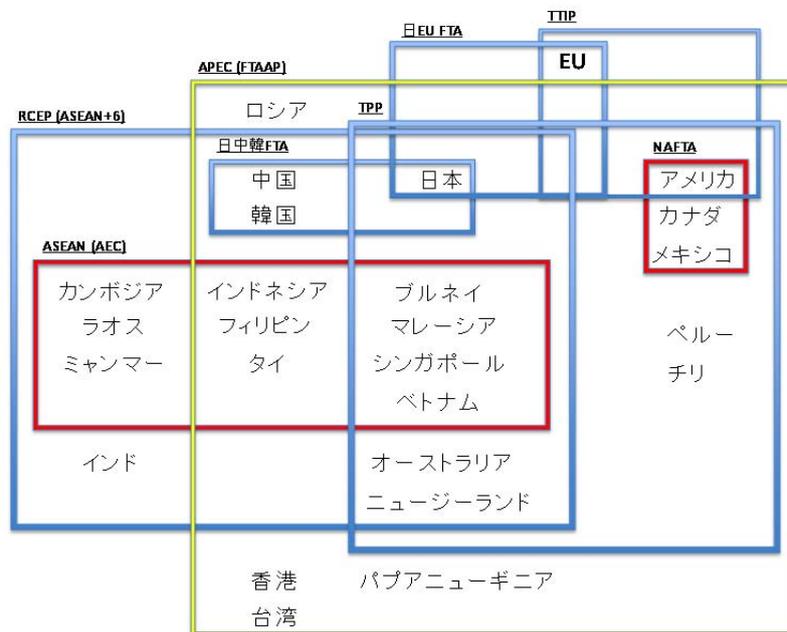


図 1-2 東アジア、アジア・太平洋地域におけるメガ FTAs 構想

一方、ASEAN10 カ国とその FTA パートナー6 カ国（日本、韓国、中国、オーストラリア、ニュージーランド、インド）によって行われている東アジア包括的経済連携協定（RCEP）交渉は、進捗がはかばかしくない。直接的な原因は、インドと中国が高いレベルの自由化、関税撤廃に後ろ向きなことにある。しかし、ASEAN をはじめとして、協定の質を高めようとの気運が盛り上がっていないことも、明らかに問題である。現在、関税撤廃率 80% を目途として交渉が進んでいると伝えられるが、このレベルの貿易自由化では TPP 等と比べて大きく見劣りがし、誰も使わない FTA になってしまう危険性がある。

RCEP は、東アジアで展開されている生産ネットワークを地理的に包括するものであり、TPP よりも若干自由化度が下がったとしても、その経済効果は十分に大きい。AEC の最後の柱となる最重要課題でもあり、ASEAN の中心性（centrality）を維持するためにも必要な協定である。日本にとっても、中国等の国々と政策対話チャンネルを確保できるメリットは大きい。いかにして RCEP の質を高め、十分に意味のあるものにするかが、今後数年の大きな課題となる。

### 3. 中国のソフト戦略

2015 年は、中国が AIIB を発足（12 月）、開業（2016 年 1 月）し、また「一帯一路経済圏構想」を具体化していった年としても、重要である<sup>4</sup>。この十数年来、中国は世界の発展途上地域におけるインフラ開発や経済発展に対し積極的に投資・援助を拡大させてきたが、それを中国主導の国際秩序の下に位置付けていこうとする点で、以前とは異なるフェーズに入ったと考えられる。

インフラ開発が重要であるという大義名分には、誰も異を唱えることはできない。また、中国側に彼らなりの善意があることも間違いない。特に、資金を受け入れる側の新興国・発展途上国としては、既存の二国間援助ドナーや国際機関にとどまらず、新たな選択肢が提供されるというのだから、その他の外交関係がひどく悪化しない限り、参加しない手はない。また、これが良い意味で刺激となって、既存の枠組みにも改善がもたらされるとすれば、それも良いことだろう。

しかし当面、いくつか気をつけて見ていかねばならないことがある。1つは、良いインフラ・プロジェクトを作っていくことの重要性がしっかりと認識されなければならない。発展段階上の必要に応じた質のプロジェクトを、適切な実施計画に基づいて遂行していく、この基本的なことができなければ、いつか誰か、おそらくは受入国が、大きなコストを負担することになってしまう。このところ、一帯一路等の枠組みで打ち出されているいくつかのプロジェクトをみていると、成果を急ぐあまり、やや拙速と思える案件もある。まずはしっかりとしたソフトウェアをもってプロジェクト発掘をしていく必要がある。

もう1つは、競争上の問題である。中国をはじめとする新興国・発展途上国が、直接投資の出し手として、また援助を供与する側として、存在感を発揮するようになり、官と民の役割分担に関する規律のほころびが目立つようになってきている。以前は、援助に関しては経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）の規律、公的輸出信用、ソヴリン・ウェルス・ファンド等については各種の OECD ガイドライン、補助金付き輸出については WTO の補助金相殺関税の制度など、目的もさまざまながら一定の緩い規律が機能していた。しかし、新興国は必ずしもこれらの規律にしばられず、ときに官民一体となった投資・援助を展開するようになってきている。先進国側も、世界金融危機等を契機に、官民の境目を不明確にする可能性のある企業救済やトップセールスを展開している現状がある。これは、TPP の国有企業等に関する規定とも関係し

---

<sup>4</sup> 中戸（2016）は、AIIBに参加した韓国と当面参加しなかった日本の違いを、国際システムレベルと国内レベルにおける対応の比較という視点から議論している。

てくる問題であるが、先進国側も論理を整理しつつ、AIIBあるいは一帯一路についても一定の規律が守られるよう働きかけていくことが必要である。

#### 4. 日本企業の企業戦略への示唆

日本あるいは日本企業にとって、ASEAN および東アジアは引き続き、重要な地域であり続ける。東アジアはGVCsの高度利用を中心に据えた開発戦略を実践している地域であり、それが同地域の持続的経済成長と急速な貧困撲滅を可能にした。今後もティア3、ティア2への手当てを継続しつつ、開発戦略の比重をティア1a、ティア1bへと移していくことが必要となってくる。このような地域がすぐ隣に存在していることは日本にとって大変幸運なことである。日本では企業の海外進出が国内経済における雇用確保につながるという確信が広く共有されているが、昨今の欧米の反グローバリゼーションの風潮をみるまでもなく、それは決して当たり前のものではない。発展段階の異なる国々がいかに共栄しうるのか、日本を含む東アジアはそれを示すための実験場となっているのである<sup>5</sup>。

東アジアにおける経済統合は、このような開発戦略を支える極めて実践的な役割を果たす。今後ASEANの経済統合は、ティア1a、ティア1bという前例のない領域へと踏み込んでいく。また、東アジア全体の経済統合の動向は、TPPのゆくえ、RCEP交渉の顛末によって、大きく変わっていく。これから数年の推移は、日本および日本企業にとっても重要である。

直近の話題は、もっぱら中国の経済成長のスローダウンとその影響である。中国経済の位置付けは欧米経済のそれとは大きく異なっており、金融市場のリンクはともかくとして、実物経済のショック伝播のメカニズムをしっかりと把握する必要がある。また、中長期的には大きな体制変革が必要となってくることは必然であり、そのために中国国内の改革派を後押しする努力も続けていく必要がある。

---

<sup>5</sup> 後藤 (2016) は、東アジアで展開される生産ネットワークの中で日本企業が発揮しうる競争力と、途上国側への技術移転について、考察を加えている。

## 参考文献

Association of Southeast Asia Nations (ASEAN). (2015a) *ASEAN Integration Report 2015*. Jakarta: The ASEAN Secretariat  
(<http://www.asean.org/storage/images/2015/November/media-summary-ABIS/ASEAN%20Integration%20Report%202015.pdf>).

Association of Southeast Asia Nations (ASEAN). (2015b) *A Blueprint for Growth - ASEAN Economic Community 2015: Progress and Key Achievements*. Jakarta: The ASEAN Secretariat  
(<http://www.asean.org/storage/images/2015/November/aec-page/AEC-2015-Progress-and-Key-Achievements.pdf>).

Association of Southeast Asia Nations (ASEAN). (2015c) *ASEAN Economic Community Blueprint 2025*. Jakarta: The ASEAN Secretariat  
(<http://www.asean.org/storage/images/2015/November/aec-page/AEC-Blueprint-2025-FINAL.pdf>).

陳永峰 (2016) 「政權交代と台湾通商貿易政策のゆくえ」、本報告書所収。

Economic Research Institute for ASEAN and East Asia (ERIA). (2015) *Comprehensive Asia Development Plan 2.0 (CADP2.0): Infrastructure for Connectivity and Innovation*. Jakarta: ERIA  
([http://www.eria.org/publications/key\\_reports/FY2014/No.04.html](http://www.eria.org/publications/key_reports/FY2014/No.04.html)).

後藤健太 (2016) 「国際生産ネットワークにおける日本企業の競争力：「暗黙知」の可能性と課題に関する予備的考察」、本報告書所収。

木村福成 (2016) 「生産ネットワークとメガ FTAs」。木村福成・大久保敏弘・安藤光代・松浦寿幸・早川和伸『東アジアの生産ネットワークと経済統合』、慶應義塾大学出版会 (近刊)。

金成垣 (2016) 「韓国福祉国家を取り巻く現実と日本への政策的示唆」、本報告書所収。

中戸祐夫 (2016) 「アジアインフラ投資銀行 (AIIB) の政治経済学：米中対立構造下での日韓の対応比較」、本報告書所収。

湯川拓 (2016) 「ASEAN 諸国にとって「ASEAN 政治安全保障共同体」はどのような意味を持つのか」、本報告書所収。

## 第2章 ASEAN 諸国にとって

### 「ASEAN 政治安全保障共同体」はどのような意味を持つか

湯川 拓 (大阪大学)

#### はじめに

2015 年末、政治安全保障、経済、社会文化の三つの柱から成る ASEAN 共同体が創設された。しかし、これら三つの共同体の内、圧倒的に注目度が高いのは ASEAN 経済共同体 (AEC) である。ASEAN 共同体が AEC のみを指すものであるかのように語られることも多い。そして、これは外部のメディアの見方であるということに留まらず、一定程度、ASEAN 構成国自身の見方でもある。すなわち、ASEAN の当事者からしても ASEAN 共同体において最も重要なのは AEC である。このことは共同体構想のそもそも経緯として、本来は AEC のみがプロジェクトとして提示されていたのに加えて後追的に急遽、安全保障共同体と社会文化共同体が付け加えられたこともからも見て取れる。また、ASEAN 首脳会議、外相会議などの議論を見ていても、頻繁に議論の俎上に上るのは AEC である。観察者にとっても当事者にとっても今回の共同体構想とは、まずは AEC のことだということになる。

しかし、国際政治学の見地からすれば、ASEAN とはまずは「安全保障のための地域機構」であるという認識であった。より正確に言えば、安全保障分野を主たる目的とし、安全保障分野で成果をあげてきたのが ASEAN であった。では、安全保障分野において ASEAN の持つ意義は後退しつつあるのだろうか。もしくは、ASEAN 協力において政治安全保障分野は後景に退きつつあるのだろうか。

本章では、このように ASEAN 共同体の中核が APSC ではなく AEC であるということ自体を考察してみたい。具体的には、これまで ASEAN が安全保障面でどのような機能を果たしてきたかを概観した上で、APSC とは何でありそれがどの程度実現したのかを明らかにする。

#### 1. ASEAN の長い平和

本節では、APSC について述べる前に、ASEAN が APSC 構想以前に地域の安全保障にどのように影響してきたのかについて整理したい。その際に重要なのが、ASEAN 諸国は ASEAN 設立以降、おおむね平和を享受してきた、ということである。

「ASEAN の長い平和」(the long peace of ASEAN) と題する論考が発表されたのは

2001年である (Kivimaki 2001)。これはASEAN 設立以来、その加盟国間で武力紛争がほとんど起こってこなかったことを指す。確かに、1978年にベトナムがカンボジアに侵攻した際には両国ともASEAN に加盟していなかったし、1975年のインドネシアによる東チモールの強制的な併合の際も東チモールはASEAN 加盟国ではなかった。例外としてはタイとカンボジアのプレアヴィヒア寺院付近の国境をめぐる紛争があるが、これは2008年に死者を出すに至ったものの、その規模は極めて小さい。

武力紛争の勃発に加えて、地域の緊張度合いは軍拡からも測ることができるだろう。そのような観点から、ASEAN 諸国の軍事費の対GDP比を示したのが表2-1である。

表2-1 ASEAN 諸国の軍事費 (対GDP比)、2000-2014

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
ブルネイ	5.7	5.2	5.3	3.7	2.5	2.6	2.6	2.5	3.3	3.2	2.5	2.5	2.5	2.5	3.1
カンボジア	2.2	1.8	1.6	1.5	1.3	1.2	1.3	1.1	1.2	2.3	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
インドネシア	...	0.5	0.8	1	0.9	0.8	0.7	0.8	0.6	0.6	0.7	0.7	0.9	0.9	0.8
ラオス	0.8	0.7	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	...	...
マレーシア	1.6	2.1	2.2	2.6	2.3	2.2	2	2.1	1.9	2	1.6	1.7	1.5	1.5	1.5
ミャンマー	2.3	1.8	1.3	1.9	1.9	1.6	...	...	...	...	...	2.6	4.6	4.5	4.3
フィリピン	1.6	1.5	1.5	1.6	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2	1.3	1.1
シンガポール	4.6	4.9	5	4.9	4.5	4.4	4	3.7	3.9	4	3.5	3.4	3.4	3.4	3.3
タイ	1.5	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	1.2	1.4	1.6	1.8	1.6	1.6	1.4	1.4	1.5
ベトナム	...	...	...	2.1	2	1.9	2.1	2.5	2.3	2.5	2.2	2.4	2.3	2.3	2.2

Source: Stockholm International Peace Research Institute, “SIPRI Military Expenditure Database” .

これを見ればわかるように、近年のミャンマーにおいて軍事費の拡大がみられるものの、それ以外の国は概ね横ばいか減少の傾向を示している。したがって、軍拡の観点からも「ASEAN の長い平和」という傾向を指摘できる。1960年代から70年代にかけて、ASEAN 加盟国間でインドネシア・マレーシア間をはじめとして激しい域内対立が存在したことを考えると、ASEAN 諸国がこれほどの長期にわたって平和を享受してきたことは決して当然のことではない。

では、「ASEAN の長い平和」はなぜもたらされたのだろうか<sup>1</sup>。国際政治学においては一般に「民主主義国家同士は戦争をしない」という民主的平和の傾向が指摘されているが、ASEAN 諸国の大半は民主主義国家ではない。また、経済的相互依存の度合いが高ければ武力紛争が起こりにくいという傾向も、域内貿易比率などを見れば、ASEAN の平和を十分に説明するものではない (Hsueh 2016)。そこで焦点が当てられるのが地域機構としてのASEAN の役割である。

だが、「ASEAN の長い平和」に対して地域機構としてのASEAN がどのように寄与して

<sup>1</sup> この点については様々な議論がある。差し当たり、Hsueh(2016)参照。

きたのか、という点は決して自明ではない。というのも、ASEAN では紛争解決メカニズムのようなものが機能しているわけではなく、域内における特定の問題あるいは対立を解決するという役割も実績もないからである。端的にまとめると、安全保障分野における ASEAN とは結局のところ、①外相を中心とするエリートが顔を合わせるための「場」、②合意の集積、という二点になるだろう。①とは年次外相会議が代表的なものであり、継続的な外交チャンネルを提供することによって加盟国間の信頼醸成を促す効果である。②は1976年の「東南アジア友好協力条約」や「ASEAN 共和宣言」が典型的であるが、内政不干渉や主権尊重など、域内秩序構築にあたっての基本原則を確認するものである。したがって、インフォーマルな制度の中で顔合わせを重ねる中で信頼を醸成し、基本原則を確認しあうことで平和を達成してきたのが ASEAN であると言える<sup>2</sup>。

以上述べてきたのは ASEAN 加盟国間の平和についてである。最後に、域外諸国との関係における ASEAN の役割について述べたい。この点において ASEAN の成果として挙げられるのが ARF (ASEAN 地域フォーラム) である。これは域外大国を包摂した信頼醸成のためのフォーラムである。これについても、「ただのトークショップに過ぎない」という見方と「域外大国 (主に中国) を社会化した」という見方があり、その意義と評価について論争が存在する。

## 2. APSC の目的と達成

発足時には相互不信に苛まれていた ASEAN 諸国は、ASEAN 設立後、時間をかけて安定的な国際関係を構築してきた。では、そのような中 2015 年末に完成した APSC とは何を目指しているのだろうか。つまり、「長い平和」の上にさらに APSC を構築する必要性とはどこにあるのだろうか。

APSC 構想は 2003 年に初めて登場したが、その後もその内容は抽象的なものに留まり APSC によって何を指すのか、何が変わるのかは曖昧なままであった。それがようやく具体化するのが 2009 年 3 月の ASEAN 首脳会議で発表された「APSC の青写真」という行動計画である。それをもとに APSC とは何かをまとめると以下の三分野にまとめられる。

APSC では「ASEAN 加盟国および人々が、公正、民主的かつ調和的な環境の中で平和に共存する状態」が目指されている。具体的な特徴としては、

---

<sup>2</sup> もちろん、このようにあくまでインフォーマルで迂遠にも見える役割で、本当に ASEAN が「長い平和」をもたらしたと言えるのか、という批判は存在する (Leifer 1999)。

- A、価値と規範を共有し、ルールに基づく共同体
- B、総合安全保障を目指す責任を共有し、団結力があり、平和で強靱性のある地域
- C、相互依存の高まる世界と緊密に結びついた、活発で外向きの地域

以下、それぞれについてその進展を見ていきたい。もっとも、APSC では AEC のようにスコアカードで進捗度合いを指標化する試みはなされていない点は注意が必要である。

### (1) 政治発展協力

上記 A の内容は大きく分けると、民主的制度をはじめとする国内政治制度や法の支配、人権などを推進する「政治発展協力」と ASEAN 憲章や東南アジア友好協力条約、「南シナ海における関係国の行動宣言」(DOC) などの従来の地域規範を確認する二つに分かれる。

これらの内、内容として新規性があり達成されれば大きな変化をもたらすであろうと考えられるのは「政治発展協力」である。というのも、東南アジアは民主化の度合いという意味で非常に多様であり、権威主義体制の国も数多く存在するからである。表 2 は民主化度合いの指標としてしばしば用いられるフリーダム・ハウスのデータである。数字は 1 から 7 までで、小さいほど自由であることを示している。2000 年代以降の ASEAN 諸国においては、「民主主義国家」と見なされうるのはインドネシア・フィリピン・(時期によってタイ)、「半権威主義」と呼ばれるのがマレーシア・シンガポール(カンボジア)、「権威主義」がそれ以外、というところである。

表 2-2 ASEAN 諸国の民主化度合い

	政治的自由	市民的自由	総合評価
ブルネイ	6	5	非自由
カンボジア	6	5	非自由
インドネシア	2	4	部分的自由
ラオス	7	6	非自由
マレーシア	4	4	部分的自由
ミャンマー	6	5	非自由
フィリピン	3	3	部分的自由
シンガポール	4	4	部分的自由
タイ	6	5	非自由
ベトナム	7	5	非自由

Source: *Freedom in the World 2016*

このように権威主義的な体制が多い中で、地域協力として加盟各国の民主化や人権を促進するという事は、もし本気取り組むとすれば極めて野心的である。そして結論から述べるとこの「政治的発展」の協力分野は目標として掲げはするが、その成果はいたって乏しい。

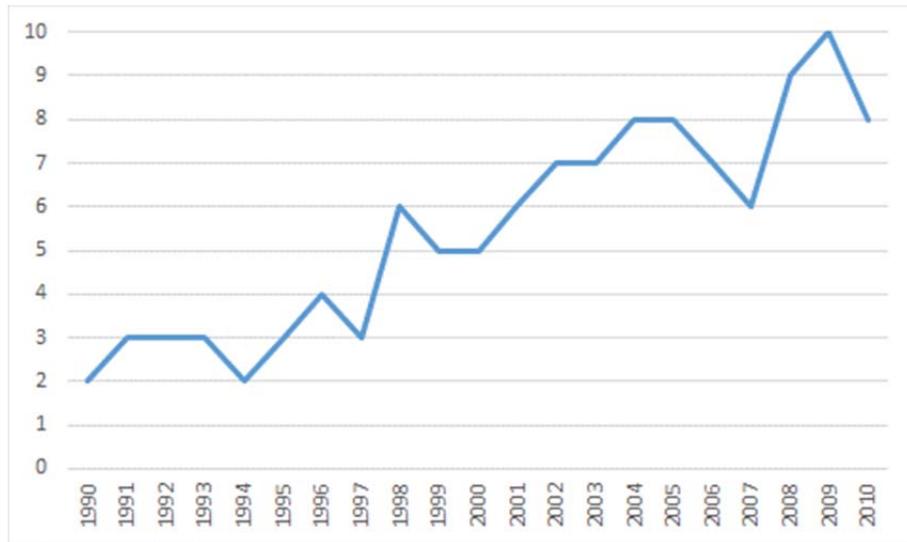
焦点となるのは、2009年に設立されたASEAN人権委員会である。しかし、現在のところその活動は人権に関するワークショップの開催や、2012年に発表された「ASEAN人権宣言」の起草などに留まっている。つまり、各国の人権についてのモニタリング機能は持っておらず、ラオスにおける活動家の強制失踪やミャンマーにおける難民問題など、明らかな人権侵害があった場合にも加盟国を批判することもしていない。いまだに従来の内政不干涉原則が重視されていると言える<sup>3</sup>。それにもかかわらずこのような目的を掲げるあるいは人権委員会を設立する理由としては、地域の民主主義国家を自負するインドネシアのイニシアチブと、あとは域外諸国（米国やEU）へのアピールが挙げられる。

## (2) 総合安全保障

次に、Bの総合安全保障である。これは紛争予防や紛争解決、人道支援、非伝統的安全保障などを含んでおり、APSC構想の中核はこのBの分野であると言える。特に、加盟国間の信頼醸成という伝統的な役割に加え、人道支援や災害救助、テロ対策が重視されている。つまり、いわゆる非伝統的安全保障分野における協力の枠組みを整備・進展させることがAPSCの核となっている。冷戦後のASEANで非伝統的安全保障の比重が増していることを、AMMにおける議題から明らかにしたのが図2-1である。APSC構想も冷戦の終焉に端を発するこのような流れの中でとらえるべきだと考えられる。

---

<sup>3</sup> ASEANの規範については、湯川(2011)参照。



出所：Pennisi di Floristella (2015), p. 113.

図2-1 ASEAN外相会議で議論された非伝統的安全保障分野のトピック数

そして、このBの分野における協力のその主な担い手がASEAN 国防大臣会議(ADMM)である。これは2006年という遅くになってから設置されたものであるが、近年ASEANの政治安全保障分野において急速に重要性を増している。例えば、2009年のADMMでは各国の軍による人道支援や災害救助の際の原則や手続きが確認された。その他、越境犯罪対策やテロ対策においても各国の警察や軍の間での協力が進展しつつある<sup>4</sup>。

タイ・カンボジア国境紛争のように、加盟国間での紛争が無くなったわけではない。しかし、APSCにおいては、紛争解決メカニズムを整備していこうという志向性は極めて薄い。APSCの意義は紛争解決の制度化を進めることではなく、非伝統的安全保障分野において機能的な協力を進めていく点にあると見るべきだろう。

### (3) 域外関係

最期に域外協力に関するCであるが、これは「中心性の強化」などの原則がごく簡略的に述べられているに過ぎない。ただ、実際には域外協力に関する項目はCに限らず、APSC構想の全体にわたって見られる。APSCとは決してASEAN加盟国間のみで達成しようとしているものではなく、域外協力と密接に関連している。

第一に、南シナ海問題に典型的に見られるように、域外大国(特に中国)との紛争をどのように解決するかについてである。「APSCの青写真」では2002年に中国と締結

<sup>4</sup> 総合安全保障分野における活動について詳しくは、鈴木(2015)参照。

したDOCを、法的拘束力を持つ行動規範へと変えることが謳われている。しかし、この点はASEAN内部での不調和もあり、見るべき進展はない。

もう一つは域外諸国との連携あるいは域外諸国からの支援の下での総合安全保障の追求である。典型的には、2010年に初めて開催された、EAS諸国が参加するASEAN拡大国防大臣会議（ADMM プラス）が挙げられる。そこでは海洋安全保障の問題に加え、人道支援や災害救助、テロ対策などの非伝統的安全保障分野における協力が進められている。

その他、米国や日本はASEAN諸国に対して資金協力や能力構築支援に乗り出している。その背景には、南シナ海における中国の積極的な姿勢への対抗という側面があることは言うまでもない。

このように東南アジアにおいてAPSCを構築するに際しては域外諸国との協力が前提とされていることが、APSC構想の大きな特徴である。

### **おわりに：ASEAN諸国にとってのAPSCの意義**

APSCは捉えどころのない曖昧なものとして出発した。その後、2009年の青写真で一定程度具体化されたものの、依然として「APSC後のASEAN」が「APSC以前のASEAN」と明確にどのように違うのか、という点には不明瞭さが伴う。

本章ではAPSC以前にASEANが達成したことを整理した上で、APSC構想の進展具合を明らかにした。敢えて単純化すると、単に「信頼醸成によって国家間武力紛争を回避する」という機能を越えて、非伝統的安全保障分野の協力を実質化させようとしているのがAPSCの狙いであると言える。

それは野心的な試みではあるが、初期ASEANにおいてはASEANという「場」を通して「信頼醸成によって国家間武力紛争を回避する」ことはまさに喫緊の課題であった。その意味では、東南アジア各国の安全保障におけるASEAN協力の「切実さ」はかつてよりも下がっているのかもしれない。同時に、「ASEAN離れ」についても留意する必要があるだろう。非伝統的安全保障を迫及する、あるいは中国に対抗する、という際に依るべき枠組みはASEANだけではない。二国間協力や国際機構なども選択肢として存在する。実際、APSCを主導してきたインドネシアは、ジョコ・ウィドド政権の発足後、時にASEANなどの多国間枠組みよりも二国間関係を重視しているかに見える。

テロや感染症、越境犯罪や南シナ海問題など、かつては存在しなかった安全保障上の問題が存在するのは確かである。しかし同時に、それへの対処はASEANという枠組みに尽きるわけではない。他の枠組みとの比重の中でASEANが今後どの程度の位置を

占められるのが APSC の意義を大きく左右することになる。

## 参考文献

鈴木早苗(2015)「ASEAN 政治安全保障共同体」『海外事情』63(4)、13-31 頁.

湯川拓(2011)「ASEAN における規範—論争から変容へ」山影進(編)『新しいASEAN』  
日本貿易振興機構アジア経済研究所、209 - 244 頁.

Hsueh, Chienwu (2016) “ASEAN and Southeast Asian Peace: Nation Building, Economic Performance, and ASEAN’s Security Management”, *International Relations of the Asia-Pacific* 16(1), pp.27-66.

Kivimaki, Timo (2001) “The Long Peace of ASEAN”, *Journal of Peace Research* 38(1), pp. 5-25.

Leifer, Michael (1999) “The ASEAN Peace Process: a Category Mistake”, *The Pacific Review* 12(1), pp.25-38.

Pennisi di Floristella, Angela (2015) *The ASEAN Regional Security Partnership*, (Basingstoke: Palgrave Macmillan).

## 第3章 政権交代と台湾通商貿易政策のゆくえ

陳 永峰 (台湾・東海大学)

### はじめに

「文明の交流を阻むものは砂漠でもなければ海洋でもなく、人間である」と断じたのは、モンゴル史の権威、故、岩村忍京都大学教授である。この格言は、経済的な相互交流が日増しに盛んになる昨今、ますます重みを増しているように思われる。人間相互間の理解を欠くとき、経済交流には逆に対立を醸成する契機が秘められていることは、これまた歴史の示すところである。

日本人は自らをよく「海洋国家」、「貿易国家」と呼ぶ。地政学的に言うと、台湾も日本と同じく島国で、同じく貿易立国でないといけない。しかし、台湾人は、自分たちがどのような国家であるか、あるいはどのようなタイプの国家であるかについては、あまり関心がない。そもそも自分を説明しようとすることもあまりない。この点は、日本が明治以来ずっと自分を説明しようとしてきたこととは大きく異なる。

自分を説明するのは、自己アイデンティティを確立するためである。しかし、我々台湾人は、説明が難しい世界に住んでおり、自分を説明することはあまりない。

あらゆる分野でグローバリズムが横行している現在、国際的な「人間関係」を考えると、国や地域によって異なる歴史や「伝統」に由来する困難を避けて通ることはできない。グローバル化の推進は、国家間の「人間関係」のあり方の違いを否応なく際立たせる。その違いをどれだけ深く認識できるかが、政治外交の世界でも人間交流の現場でも商業貿易の交渉でも、関係性構築の鍵を握る。違いの認識、それは己を知り相手を知ることには他ならない。その重要性は今日ますます高まっているのだが、台湾人は相手を知るところか、己の姿さえきちんととらえていないのではないか。

つまり、自己を冷徹に定義する意識のない国民に、グローバル化時代を生き抜く力はない。この理解が正しいのであれば、政治的にも経済的にも、国際社会において孤立し、国内的には行き詰まりに苦悩する今日の台湾社会の姿は必然だといえよう。こうした特徴は、中国が力強く急速な「世界史的復権」を遂げる潮流の中で、さらに顕著となっている。

### 1. 民進党の大勝

台湾における、2016年1月16日の総統(=大統領)・立法委員(=国会議員)同日

選は、蔡英文・民主進歩党（以下、民進党）の圧勝に終わった。

総統選は最大野党である民進党の蔡英文が、与党である国民党の朱立倫、親民党の宋楚瑜を大差で抑え勝利した。得票率は蔡氏が 56.12%、朱氏が 31.04%、宋氏が 12.84%であった。同日に実施された立法委員選でも民進党は 40 議席から 68 議席にまで躍進した。選挙協力をした 2014 年 3 月の「ヒマワリ学生運動」から生まれた新党「時代力量」（5 議席）と合わせると、立法院（定数 113 議席）で圧倒的多数となり、政権基盤は盤石になる。

今回の国民党大敗の原因は、馬英九政権の政治運営の失敗に尽きる。何より、2012 年からの 2 期目以降、急激に対中傾斜に走る馬氏の態度が、多くの台湾有権者の反感を招いたことは言わずもがなである。

選挙戦最終日の 1 月 15 日夜、台湾のテレビやネットで、ある映像が流れた。韓国の女性アイドルグループ「TWICE」に所属する台湾人の周子瑜さん（16 歳）が謝罪文を読み上げる動画だ。

「中国は一つしかなく、兩岸（中台）は一体です。私は中国人であることを誇りに思います。本当に申し訳ありませんでした」。表情はこわばり、顔色は青ざめていた。

きっかけは、韓国のテレビで「中華民国」の「国旗」の小旗を振ったこと。メンバー 9 人の中には日本人も 3 人おり、片手には日章旗。もう一方の手には周さんを含む全員が韓国旗を持ち、演出であることは明らかだった。だが、周さんが中国で「台湾独立派」だと批判されると、所属会社は「中国のファン」に謝罪。周さんの中国での活動中止を宣言した。

1 月 16 日の台湾メディアはこの話題を繰り返し報道。投開票日の直前に勃発したこの騒動が、台湾人のナショナリズムを刺激したことは想像に難くない。

なお、2015 年 11 月に、突如、シンガポールで開催された史上初の台中間トップ会談（馬英九対習近平）も国民党にとっては明らかに逆効果だった。国民党の朱立倫候補は台中関係の安定をアピールしたが、経済面における緊密化の恩恵が極少数の資本家・富裕層にしか回っていないとの批判の声が多く聞かれた。人口 2,300 万人の台湾と人口 13 億の中国との間で、無制限の人的、物的交流が始まれば、知らぬ間に中国が経済的にのみならず、政治的にも台湾を「吸収合併」することになるだろう。

それに危機感を覚えて怒りの狼煙を上げたのが、台湾の若者たちだった。生まれた時から「自由と民主主義」を体感してきた彼らには、いくら札束で頬を叩いても通用しない。台中間の「海峡兩岸サービス貿易協定」に反発して彼らが起こした「ヒマワリ学生運動」は、2014 年 11 月の統一地方選、そして今回の総統選と立法委員選にお

ける国民党の敗北を誘発させたに違いない。

## 2. 蔡英文新政権と地域経済統合

伝統的に中国（大陸国家）に対する距離を保つ民進党は、日米（海洋国家）との関係強化を重視している。蔡英文「親海遠陸」政権の誕生で、台日関係の深化も大いに期待できる。

日本でも岸田文雄外務大臣が「台湾総統選挙の結果について」と題する「外務大臣談話」を発し、その中で、台湾を「我が国（日本）にとって、基本的な価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する重要なパートナーであり、大切な友人」とし、「政府としては、台湾との関係を非政府間の実務関係として維持していくとの立場を踏まえ、日台間の協力と交流の更なる深化を図っていく」と強調した。

要するに、民主主義を尊重する姿勢を示さない巨大な中国と向き合う蔡英文氏が目指すのが、日本や米国など「理念の近い民主国家」との連携強化だ。中国への経済依存度を下げるためにも、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への加盟や、日本との自由貿易協定（FTA）締結が優先課題となる。

マクロな視点で見ると、台湾の歴史はまさに東（大陸的・内向的・政治的）と西（海洋的・開放的・経済的）の歴史の二大潮流の交差点に位置し、絶えず双方に巻き込まれてきた。これは日本の地政学的な位置と全く同じである。もちろんそのために、台湾と日本は東（洋）でありながら東（洋）ではない（または西でありながら西ではない）という歴史のジレンマに直面してきたのである。

蔡英文「親海遠陸」政権は内外の圧力にどう対処し、日米とどう連携していくのか。5月20日の総統就任前から、国際社会の熱い視線が注がれている。

## 第4章 韓国福祉国家を取り巻く現実と日本への政策的示唆

金 成垣（東京経済大学）

### はじめに

韓国は、1990年代末のアジア金融危機をきっかけとして、危機を乗り越えるためにさまざまな制度・政策を整備し福祉国家化に乗り出した。この韓国の福祉国家化によって、日本の社会科学とくに比較福祉国家研究の分野では韓国への関心が高まり、韓国研究が活発に行われるようになった。本章では、まず第1節において、韓国の福祉国家化とそれをめぐる研究状況を簡単に紹介したあと、次に第2節においては、韓国の福祉国家を取り巻く政策的現実接近し、比較福祉国家研究の視点からその具体的な状況について考察を行う。それをふまえて最後に第3節においては、韓国の状況が日本に対して示しうる政策的示唆を考えてみる（第3節）。

### 1. 日本における韓国福祉国家研究の興隆

#### (1) 韓国の福祉国家化

1997・8年のアジア金融危機は韓国社会に大きな打撃を与えた。「IMF危機」と呼ばれたその危機によって、韓国では前例のない大量の失業者や貧困者が発生した。毎日100社以上の企業が倒産する状況が数か月もつづき、生き残った企業でも激しいリストラがすすめられるなか、失業率は危機前の2.0%（1996年）から8.4%（1999年1/4分）へと上昇し過去最高となった。失業者数で見ると、同期間43万人であったのが176万人へと4倍以上増加した。それにともない貧困者も大量発生し、さらに世帯主の失業・貧困による家族解体やホームレスの急増など、韓国社会はいままで経験したことのない深刻な危機に陥っていた。

このような社会全般の危機に対して、韓国政府は積極的に対処しなければならない状況におかれた。失業や貧困問題とかかわる従来の社会保障制度についていえば、雇用保険（1993年制定、1995年実施）は30人以上規模の企業の労働者のみをカバーしていたし、公的扶助としての生活保護（1961年制定、1962年実施）は、児童と高齢者、障害者など、労働能力をもたない者のみを対象としていた。すなわち、労働能力のある者は雇用保険により、労働能力のない者は公的扶助により保護するという仕組みをとっていた。福祉国家のパラメーターとしての脱商品化とは、前述にもあったように、資本主義のもとで商品化された労働力の商品性が福祉国家の制度的措置によって解除

される度合いを示す。しかし、以上のような社会保障制度の整備状況は、労働能力のある者が市場から脱落したときに保護を受けるような仕組みになっておらず、労働力は脱商品化されない。いうまでもないが、IMF 危機によって失業者や貧困者が拡大するなかで、そのような制度的仕組みがうまく機能するはずがなかった。雇用保険の受給条件を満たせない、あるいは受給期間が終了した失業者が増え、しかも厳しい給付基準のため公的扶助の対象にならない貧困者が多くなり、そこで政府は「総合失業対策」を発表しそれらの制度を改革していく。

雇用保険と公的扶助の両制度の改革が何より早くすすめられた。すなわち、一方では雇用保険の適用範囲をすべての企業に拡大適用する改革を行い、他方では「労働力の有無」を受給基準とする従前の生活保護を廃止して普遍的な権利として最低生活を保障する国民基礎生活保障（1999年制定、2000年実施）をつくった。このように雇用保険と国民基礎生活保障が整備されると、失業者はまずは失業給付を受けられることになるが、受給期間が終了した場合、なお低所得状況にあると、国民基礎生活保障制度の対象となる。両制度の整備によって数多くの失業者や貧困者が救われることとなったのである。脱商品化機能をもった社会保障制度の創設といえる。

さらに、以上のように「総合失業対策」の一環として雇用保険と公的扶助の改革が行われるなか、他方で、その改革と関連して社会保障制度の全体的な調整が求められたことも重要である。そこで「第1次社会保障長期発展計画」を策定し、年金や医療など他の制度の改革も行うこととなった。従来の年金（1986年制定、1988年実施）は、5人以上規模の企業の労働者のみをカバーしていたが、法律を改正し都市自営業者を含むすべての国民に拡大適用した。医療保険（1976年制定、1977年実施）の場合、職域・地域ごとに分立されていた組合を統合し、すべての国民を1つの制度のなかに包括した。国民皆保険・皆年金体制の成立である。なお、労災保険（1963年制定、1964年実施）においても、5人以上の企業のみを対象にしていたものをすべての企業まで拡大した。このような一連の改革を通じて、2000年を基点として社会保険すべてが全国民あるいは全労働者をカバーするようになった。

以上の改革によって、もはや国民は、貧困や失業はもちろん高齢や疾病などのさまざまなリスクに対して自らの状況に応じて、時には社会保険から、時には公的扶助から保護を受けることができるようになった。IMF 危機をきっかけとして、以前とは異なり社会保障制度が脱商品化機能をもつ仕組みへと変わったという意味で、当時、韓国の「福祉国家化」がいわれたゆえんである（武川／キム・ヨンミョン編 2005；金成垣 2008；金成垣編 2010）。

図4-1は、2000年代以降の制度改革をふまえ現行の韓国の社会保障制度の全体的な体系を整理したものである。日本と比較してみると、制度整備の状況はほぼ同水準になっているといつてよい。

韓国

対象			社会保険					公的扶助	家族手当	社会福祉	
			年金	医療	失業	労災	介護				
国 民	被 用 者	一般	一般被用者	国民年金 基礎年金	国民健康保険	雇用保険	産災保険	長期療養保険	国民基礎生活保障	社会福祉法 児童福祉法 母子福祉法 老人福祉法 心身障害者福祉法 法嬰幼児保育法 など	
		日雇労働者等	国民年金			-	-				
		特殊職	軍人			軍人年金	-				-
			公務員			公務員年金	-				-
	私学教職員	私学教職員年金	雇用保険	産災保険							
非被用者		国民年金	-	-							

日本

対象			社会保険					公的扶助	家族手当	社会福祉	
			年金	医療	失業	労災	介護				
国 民	被 用 者	一般	一般被用者	国民年金 厚生年金基金	国民健康保険	雇用保険	労災保険	介護保険	生活 保 護	児 童 手 当	社会福祉法 児童福祉法 老人福祉法 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 母子寡婦福祉法 など
			日雇労働者等			健康保険	雇用保険				
		特殊職	国家公務員	公務員共済	公務員共済	公務員 退職手当	公務員労災 保険 公務員共済				
			地方公務員等	地方公務員 共済	地方公務員 共済	定職手当に 関する条例	地方公務員 労災保険 地方公務員 共済				
			私学教職員	私学共済	私学共済	雇用保険	労災保険				
		船員	厚生年金	船員保険	船員保険	船員保険	船員保険				
	非被用者	国民年金基金	国民健康保険	-	-						

出所：筆者作成

図4-1 韓国と日本における社会保障制度の全体的体系

(2) 日本からみた韓国福祉国家

上記のような韓国の福祉国家化によって、日本の社会科学、とくに比較福祉国家研究の分野では韓国への関心が高まってきた。韓国への関心の高まりには、IMF 危機をきっかけとした韓国の福祉国家化に対して、単に「近隣の国の状況を知る」といったような現実的な問題関心もあったが、それより、韓国の状況との対比で、日本の福祉国家の現状を問い直すという政策的な問題関心が強かったと思われる。

すなわち、韓国が福祉国家の整備に乗り出した 1990 年末 2000 年代初頭以降という時期は、日本では「失われた 10 年」がいわれていたように、バブル経済が崩壊し、低成長・高失業時代のなかで、社会保障の分野——とくに年金や医療分野——において支出増加を抑制する新自由主義的な政策機長が広がっていた。しかし、この日本の状況とは対照的に、韓国では経済危機の真ただ中で積極的に社会保障制度の整備がすすめられ、経済危機から早期に脱皮して従前の経済状況を取り戻すケースもあらわれた。同時に、その背後にある問題として、労働市場の柔軟化や雇用の不安定化、たま少子高齢化の急速な進展や家族構造・役割の変化等々、日本と似たような社会問題が韓国にもみられ、それに対する韓国の政策的対応が興味深い研究テーマとなったといえる。共通の問題を抱えながらも、日本とは異なる政策方向性をもって、あるいは日本より速やかにさまざまな改革を進めている韓国が、日本の福祉国家の現状と今後の方向性を考えるさいの新しい参照群となったのである。

以上のような問題関心のなかで実際、2000 年代に入って十数年間、比較福祉国家研究の分野では韓国研究が活発に行われてきた。表 4-1 は、社会政策学の分野におけるその主な研究成果を示したものである。毎年数冊の研究書が刊行されていることだけをみても、この分野において韓国および日韓比較研究（を含むアジア研究）が活発に展開されてきた状況を垣間見ることができる。

以上のように活発に展開されてきた研究のなかで、何より、学問的な議論においてであれ、実践的な議論においてであれ、これまでの「キャッチアップ」型の志向のなかで、議論の主な焦点があてられていた西欧の先進諸国ではなく、韓国に目を向けることになったことが重要であろう。そこで、西欧の先進諸国とは異なる韓国の政策的現実が注目されるようになり、そしてその具体的な政策的現実を理論的に明らかにしようとする研究が活発に行われるようになったことが重要といえる。その西欧先進諸国と異なる韓国の政策的現実についてはさまざまな側面から説明できるが（宮本 2003；武川 2007；金成垣 2008；金成垣編 2010；李蓮花 2011）、以下では、比較福祉国家研究の視点からしてもっとも重要な側面として、西欧先進諸国に比べて半世紀以上遅れて福祉国家化に乗り出した韓国、いうならば後発福祉国家という側面に着目し、その後発福祉国家としての韓国の状況について考察を行いたい。それをふまえ、韓国の状況が示す日本への政策的示唆を考えてみる。

表 4-1 日本における韓国福祉国家研究

2002年	金永子監訳『韓国の社会福祉』新幹社 村上薫編『後発工業国における女性労働と社会政策』アジア経済研究所
2003年	広井良典・駒村康平編『アジアの社会保障』東京大学出版会 宇佐見耕一編『新興福祉国家論—アジアとラテンアメリカの比較研究』アジア経済研究所 上村泰裕・末廣昭編『東アジアの福祉システム構築』東京大学社会科学研究所研究シリーズ
2004年	大沢真理編『アジア諸国の福祉戦略』ミネルヴァ書房 田多英範編『現代中国の社会保障制度』流通経済大学出版会
2005年	宇佐見耕一編『新興工業国の社会福祉—最低生活保障と家族福祉』アジア経済研究所 武川正吾・キム・ヨンミョン編『韓国の福祉国家、日本の福祉国家』東信堂
2006年	社会政策学会編『東アジアにおける社会政策学の展開』法律文化社 武川正吾／イ・ヘギョン編『福祉レジームの日韓比較—社会保障・ジェンダー・労働市場』東京大学出版会 野口定久編『福祉国家の形成・再編と社会福祉政策（日本・韓国—福祉国家の再編と福祉社会の開発）』中央法規 社会保障研究会訳『韓国福祉国家性格論争』流通経済大学出版会 末廣昭・金成成編『東アジアの福祉システムの行方』日本学術振興会科学研究費報告書
2007年	宇佐見耕一編『新興工業国における雇用と社会保障』アジア経済研究所 奥田聡編『経済危機後の韓国—成熟期に向けての経済・社会的課題』アジア経済研究所 武川正吾『連帯と承認—グローバル化と個人化のなかの福祉国家』東京大学出版会 勅使千鶴編『韓国の保育・幼児教育と子育ての社会的支援』新読書社 埋橋孝文・小田川華子・木村清美・三宅洋一・矢野裕俊・鷲楽典代訳『東アジアの福祉資本主義』法律文化社
2008年	末廣昭編『東アジアの社会保障制度と企業内福祉』日本学術振興会科学研究費報告書 金永子『韓国の福祉事情』新幹社 金成垣『後発福祉国家論—比較のなかの韓国と東アジア』東京大学出版会 宇佐見耕一編『新興工業国における雇用と社会保障』アジア経済研究所
2009年	埋橋孝文・木村清美・戸谷裕之編『東アジアの社会保障—日本・韓国・台湾の現状と課題』ナカニシヤ出版 井伊雅子『アジアの医療保障制度』東京大学出版会
2010年	末廣昭編『東アジアの福祉システムの展望—企業内福祉と社会保障制度』ミネルヴァ書房 林春植ほか『韓国介護保険制度の創設と展開—介護保障の国際的視点』ミネルヴァ書房 金成垣編『現代の比較福祉国家論—東アジア発の新しい理論構築に向けて』ミネルヴァ書房 萩原康生『アジアの社会福祉』放送大学教育振興会
2011年	李蓮花『東アジアにおける後発近代化と社会政策—韓国と台湾の医療保険政策』ミネルヴァ書房 春木育美・薛東勲編『韓国の少子高齢化と格差社会—日韓比較の視座から』慶應義塾大学出版会 伊藤公雄ほか編『現代韓国の家族政策』行路社 樋口明彦ほか編『若者問題と教育・雇用・社会保障—東アジアと周縁から考える』法政大学出版局 野口定久編『家族／コミュニティの変貌と福祉社会の開発（日本・韓国—福祉国家の再編と福祉社会の開発）』中央法規 宇佐見耕一『新興諸国における高齢者生活保障制度—批判的社会老年学からの接近』アジア研究所 五石敬路編『東アジアにおける都市の貧困』国際書院
2013年	大友信勝編『韓国における新たな自立支援戦略』高学出版 菅谷広宣『ASEAN 諸国の社会保障』日本評論社
2014年	末廣昭編『東アジアの雇用・生活保障と新たな社会リスクへの対応』東京大学社会科学研究所研究シリーズ 高安雄一『韓国の社会保障—「低福祉・低負担」社会保障の分析』学文社 大西裕『先進国・韓国の憂鬱—少子高齢化、経済格差、グローバル化』中央公論新社
2015年	増田雅暢・金貞任・包敏・小島克久・河森正人『アジアの社会保障』法律文化社 宇佐見耕一・牧野久美子『新興諸国の現金給付政策—アイデア・言説の視点から』アジア経済研究所

出所：筆者作成

## 2. 韓国福祉国家を取り巻く政策的現実

20世紀末以降に韓国は福祉国家化に乗り出した。この時期における韓国の福祉国家化は、他の先進諸国に比べると明らかに後発である。ここで、後発であるがゆえに、韓国の福祉国家は西欧の先進諸国とは異なる局面に直面をせざるをえなくなったことが重要である。その異なる局面というのは、以下でみるように、1つは、社会保障制度の整備を取り巻く全体的な状況と関連して、「制度導入と抑制の同時進行」という局

面であり、もう1つは、社会保障制度が対応すべきリスクと関連して、「古い社会的リスクと新しい社会的リスクへの同時対応」という局面である。以下、それぞれについてみてみよう。

### (1) 制度導入と抑制の同時進行

第1に、韓国が遅れて福祉国家化に乗り出したゆえに直面した、あるいは直面せざるをえなかった「制度導入と抑制の同時進行」という局面についてである。

周知の通り、多くの先進諸国が、社会保障制度を導入しつつ福祉国家化に乗り出したのは20世紀前半の時期である（Korpi 1983；Mishra 1981；東京大学社会科学研究所編 1984ほか）。当時、大恐慌や世界大戦によって発生した大量失業・貧困問題のため資本主義社会が体制危機に陥ったことをきっかけに、各国政府は脱商品化機能を備えた社会保障制度を整備し体制安定をはかったのである。その後、戦後の資本主義社会では、1950年代から1970年代初頭にかけての「戦後の黄金時代」（Maddison 1989）が「福祉国家の黄金時代」（Flora 1986）といわれたように、高度経済成長を背景にして、戦前に導入した社会保障制度を拡大していき、以前の失業・貧困問題の解決に大きく貢献した。しかし20世紀後半になると、高成長経済の工業化社会から低成長経済の脱工業化社会へと社会経済システムが大きく転換するなかで、従来の社会保障制度はその有効性あるいは持続可能性を失ってしまい制度再編の時代に入る。「福祉国家の危機」（OECD 1981）以降現在に至るまでの状況である。制度再編の具体的な中身はそれぞれの国々において異なっているが、全体的な方向性としては、それまで拡大してきた社会保障制度を縮小あるいは抑制する方向へと展開されているといつてよい。

このようにみると、韓国が福祉国家化に乗り出した20世紀末という時期は、世界的にみると、社会保障制度の拡大の時代は終わり、むしろそれを抑制する時代に突入していた。国内でも、経済成長の鈍化とそれによる財政拡充の困難、サービス産業の拡大とそれともなう労働市場の柔軟化などに代表されるように、韓国はすでに低成長経済の脱工業化社会へと転換しつつあった。これは、福祉国家化したばかりの韓国に、高成長経済の工業化社会のなかで先進諸国が経験したような社会保障制度の拡大の時代が訪れないことを意味する。つまり、やや図式的にいうと、20世紀前半に福祉国家化に乗り出した多くの先進諸国では、「導入→拡大→抑制」というかたちで社会保障制度が展開されてきたとすれば、韓国は20世紀末に遅れて福祉国家化に乗り出したがゆえに、社会保障制度の「拡大期をスキップしたまま導入後すぐに抑制を経験」しなければならない状況に直面することになった。これが、「制度導入と抑制の同時進

行」ともいふべき、他の先進諸国と異なる、韓国が直面した後発福祉国家としての歴史的文脈である。

この後発福祉国家の文脈のなかで実際、韓国では導入したばかりの社会保障制度を抑制するような動きがみられた。それは、あらゆる制度の改革の場面であらわれた。

たとえば、年金の場合、上記のように皆年金体制によって全国民の老後を保障することとなったものの、その皆年金体制の成立のさいに手厚い保障の水準による財政悪化が懸念され、受給開始年齢の引き上げ（60歳→65歳）や給付水準の引き下げ（所得代替率70%→60%→40%）などの改革が行われた。この改革は、世界で類例のない大幅な年金削減」（参与連帯社会福祉委員会 2007：305）といわれた。給付水準の引き下げを補うかたちで新しく導入された基礎年金も、「お小遣い年金」（参与連帯社会福祉委員会 2007：305）といわれるほどの低い給付水準で、しかも高齢者人口の一部だけが給付を受けるものであった。他方、医療においては、保障水準の低さが問題視されつづけてきたにもかかわらず（キム・ヨンミョン／チョ・ウォンタクほか 2001）、その引き上げの政策はとらず、民間の生命保険や医療保険に対する規制緩和政策などのようなかたちで民営化あるいは市場化政策が積極的に推進された（チョ・ヨンフン 2002：289）。そもそも年金であれ、医療であれ、国民皆保険・皆年金体制の成立の段階で、すべての国民を1つの制度でカバーするための一元化改革が行われたが、それが、北欧諸国の国民保険や国民保健サービスのような税方式ではなく、保険方式で運営することになったのは、財政負担の抑制の意図があったといえる。さらにいえば、公歴扶助の分野においても、給付対象や給付水準の問題また多くのボーダーライン層の問題の解決に向けて、最低生計費の算定基準や扶養者義務基準の改正をめぐる議論が盛んになったものの、実際の基準緩和にはつながらなかったし、家族扶養義務はより厳格になった側面もある。また公的扶助の厳しい基準を補完するために新しく導入された「勤労奨励税制」（「韓国型 EITC」）は、その名称からもわかるように、労働力の脱商品化より（再）商品化を追求するものであったという意味で、社会保障制度の抑制を促すものであったといえる。

以上のような「制度導入と抑制の同時進行」という状況は、国内の政治情勢からはつきりとみてとれる。というのは、韓国は、20世紀末に遅れて福祉国家化に乗り出したがゆえに、20世紀前半に社会保障制度を導入し戦後の高成長経済の工業化社会のなかで多くの先進諸国が経験した制度拡大への「超党派的合意」あるいは「歴史的妥協」（Pierson 1991：宮本編 2002：新川 2014）を経験することができなかつたからである。実際、低成長経済の脱工業化社会への移行期に社会保障制度を導入することとな

った後発福祉国家としての韓国では、社会保障制度の導入後に、制度拡大への「超党派の合意」どころが、むしろ「進歩派對保守派」の激しい葛藤と対立が生じ（金成垣 2008；大西 2014）、その対立のなかで制度を拡大へと運ぶことができず、上記のような改革により制度導入後すぐに抑制へと向かわざるをえなかったのである。

## **(2) 古い社会的リスクと新しい社会的リスクへの同時対応**

第2に、韓国が遅れて福祉国家化に乗り出したがゆえに直面した、あるいは直面せざるをえなかった「古い社会的リスクと新しい社会的リスクへの当時対応」という局面である。

福祉国家研究における社会的リスク論（Taylor-Gooby 2004；キム・ヨンミョン 2007；田多 2014 ほか）にしたがえば、社会保障制度が対応すべきリスクのあり方が時代によって変容する。すなわち、古い社会的リスク（old social risk）から新しい社会的リスク（new social risk）への変容である。両リスクの具体的な中身については、それぞれの研究において多少異なるが、そのもっとも核心的な内容を浮き彫りにすると、古い社会的リスクは、失業・貧困問題に代表される「生産年齢人口問題」であり、新しい社会的リスクは、少子高齢化問題に代表される「従属人口問題」であるといえる（田多 2014）。その歴史的経緯を単純化してみると、多くの先進諸国は、20世紀前半の大恐慌や戦争をきっかけとした大量失業・貧困問題の経験のなかで、古い社会的リスク＝「生産年齢人口問題」に直面し、所得保障を中心とした社会保障制度の導入によってその問題に対応した。その後、20世紀後半には高度経済成長とそれを背景とした社会保障制度の拡大が行われ、多くの国々において古い社会的リスクをある程度緩和することができた。しかしその過程で、それまで問題とされることの少なかった、少子高齢化を背景とした新しい社会的リスク＝「従属人口問題」があらわれた。20世紀後半あるいは21世紀初頭のことであるが、その新しい社会的リスクに対しては、所得保障を中心とした従来の社会保障制度だけではうまく対応できず、そこでそれとは異なる新しい制度、つまり育児や介護などの社会サービスを中心とした社会保障制度の整備が求められるようになっている。

このような社会的リスク論に照らしてみた場合、韓国の状況はどうか。後発福祉国家としての韓国は、先進諸国が20世紀前半から21世紀初頭にかけて長いスパンで経験してきた古い社会的リスクから新しい社会的リスクへの展開を、20世紀末以降の非常に短いスパンで同時多発的に経験しているように見える。すなわち、1990年代末のIMF危機をきっかけとした大量失業・貧困問題のなかで古い社会的リスク＝「生産年

齡人口問題」があらわれ、それへの対応として所得保障を中心とした社会保障制度が整備された。この点については、前述の韓国の福祉国家化の過程で明らかにした。ところで、福祉国家化の直後、2000年代初頭に入ると、高齢化率が7%を超え、同時にその高齢化のスピードが、それまで世界でもっとも速い進行を示した日本のそれより早いと報告され、人々の関心を集めるようになった。さらに2000年には合計特殊出生率が1.50を切って、2002年には1.17へと陥り世界最低を記録するなど(2005年には1.08)、急速な少子化の進展が注目されることとなった。このような深刻な少子高齢化を背景に、新しい社会的リスク＝「従属人口問題」への対応が求められるようになり、所得保障を中心とした社会保障制度を導入したばかりの韓国において、社会サービスの制度導入が緊急の課題として登場した。このような後発福祉国家の状況に対して宮本は、「欧米福祉国家群は、……六〇年代までに所得保障体制の整備を終え、その後社会サービスの供給に力を移していた。これに対して、……後発福祉国家は、……短期間のうちに所得保障体制の確立と社会サービス供給体制の整備を集中しておこなうことを余儀なくされた」(宮本 2003 : 25-26)と述べているが、まさに韓国がそのような状況のなかで、古い社会的リスク＝「生産年齢人口問題」への対応としての所得保障の導入とほぼ同時に、新しい社会的リスク＝「従属人口問題」への対応としての社会サービスの導入が求められるようになったのである。

実際、韓国政府は、2000年代初頭から少子高齢化を背景とした新しい社会的リスク＝「従属人口問題」への対応に取り組んだ。「低出産・高齢社会への対応のための国家実践戦略」(2004年)、「低出産・高齢社会基本法」(2005年)、「健康家庭基本法」(2005年)、「第1次低出産高齢社会基本計画(2006～2010)」(2005年)などの各種政策プランを次々と発表し、育児や介護関係の社会サービス制度導入を積極的に行った。具体的には、保育所や保育費支援の拡充などによる保育サービスの導入、また老人長期療養保険(2007年制定、2008年実施)による介護サービスの導入が、その大きな成果としてあげられる。2000年代後半以降になると、「第2次低出産高齢社会基本計画(2011～2015)」(2010年)の樹立や無償保育施策(保育料無料、家庭保育手当)の推進など、より積極的な政策展開がみられるようになる。

ただし、ここで注意しなければならないのは、以上のような社会サービス関連の各種制度の導入が社会保障制度の拡大を意味するものではないということである。なぜなら、新しいリスク＝「従属人口問題」への対応が求められ、そのための新しい制度導入が行われたものの、前述したような「制度導入と抑制の同時進行」という社会保障制度の整備をめぐる全体的な状況のなかで、社会サービス分野においても、制度導

入と同時に抑制の圧力が加わったからである。たとえば、保育サービスにおいては、政府の財政負担を最小限にするために、バウチャー制度による民間に依存した市場メカニズムの展開が試みられたし（キム・ヨンミョン 2008）、保育料無料や家庭保育手当などの無償保育施策も、政府予算の削減によって運営と廃止が繰り返されている。また介護サービスにおいては、老人長期療養保険の実行にあたり、財源確保や人的・物的インフラの不足が問題となり、対象者を最小限にしつつ、サービス供給に関しては営利を目的とする民間事業者を許容するかたちでの規制緩和が行われた（金貞任 2009）。保育サービスにおいても、介護サービスにおいても、このように抑制の圧力のもとで制度導入がすすめられるなか、本来それらの社会サービスの導入によって軽減されるべき家族の負担が軽減されず、むしろその役割や責任が強調される動きがみられているのが現状である。

### **(3) 後発福祉国家としての韓国**

以上をまとめると、1990年代末のIMF危機以降、韓国は遅れて福祉国家化に乗り出したがゆえに、「制度導入と抑制の同時進行」という局面と「古い社会的リスクと新しい社会的リスクへの同時対応」という局面に直面することになった。この2つの局面は相互に関連している。すなわち、後発福祉国家としての韓国は、「古い社会的リスクと新しい社会的リスクへの同時対応」という課題に直面し、所得保障と社会サービスの分野における社会保障制度の整備を急速にすすめることとなったが、「制度導入と抑制の同時進行」という制約状況のもとで、さまざまな制度導入にもかかわらず、そこに抑制の圧力がかかり、それらの制度が十分な水準への拡大することができなかった、といえる。

1990年代末以降現在に至るまでの韓国の社会保障制度を分析している大西（2014）は、その制度整備の全体的な状況を「萎縮した社会民主主義」と表現している。その用語の使い方の是非はともあれ、各種制度は導入されたものの、拡大ができず、その対象や水準が最小限で最低限に止まってしまったという意味では、これまでみてきた、他の先進諸国とは異なる後発福祉国家としての韓国の歴史的な文脈を正確に捉えているといえる。

それでは、以上のような後発福祉国家としての韓国の状況が示す示唆点は何か。以下では本章の最後に、日本への政策的示唆を考えてみることにしたい。

### 3. 日本への政策的示唆

#### (1) 「過酷な現在・不安な将来」

何よりもまず指摘しなければならないのは、「制度導入と抑制の同時進行」という状況のなかで、最小限で最低限の制度整備しかできなかった韓国の福祉国家において、現状として、古い社会的リスクと新しい社会的リスクのどちらへの対応も適切に行われず、リスクがさらに深刻化しつつある状況があらわれていることである。たとえば、OECD 最高水準の貧困率や自殺率にみられる高齢者の生活難、OECD 最低水準の就業率にみられる若者の就職難、また OECD 最高水準の育児・教育費にみられる子育て世代の過重な負担、さらにいえば世界でもっとも速いスピードで進行している高齢化となかなか改善の見込みが立たない超少子化の状況等々、その詳しい状況はここでは省くが、近年の韓国国内の人々の生活実態をみると、「過酷な現在・不安な将来」（金成垣 2016：付章2）ともいうべき非常に苦しい現状がみられている。1990年代末以降、さまざまな制度導入にもかかわらず、このような苦しい現状がみられているのは、他の先進諸国の経験とは異なり、後発福祉国家としての韓国は、「制度導入と抑制の同時進行」という制約のもとで「古い社会的リスクと新しい社会的リスクへの同時対応」を行わなければならない、そこで最小限で最低限の制度整備を行わざるをえなかったという大きな制約を抱えているからであるといえよう。

#### (2) 「ミニマム保障」の構築

しかしながら他方で、以上のような制約による最小限で最低限の制度整備について、ネガティブな側面だけでなくポジティブな側面を見出すことも可能である。というのは、日本で「社会保障・税一本改革」などのような、財政健全化と持続可能性を重視した制度改革の状況を見ると、最小限で最低限であるがゆえに将来世代への負担の少ない韓国の制度整備の展開は1つの参照群になりうるからである。たとえば、次のような見解にそれがはっきりとあらわれている。

「韓国の社会保障は『低福祉・低負担』で特徴づけられる。『低負担』はさておき、『低福祉』で特徴づけられる制度は、参考にする価値がないとの考え方が一般的であるように思われる。しかし高齢化が進むなか、健全財政を維持することのできる社会保障といった観点から、韓国の社会保障には注目すべき点がある。……『許容可能な負担』、『健全財政』の両立を可能としているのは、『低福祉』で特徴づけられる社会保障である。……日本の社会保障は、今後、負担を高めても現在の水準を

維持すべきか、負担を抑えて水準を引き下げるべきか、議論が必要になると考えられる。もし日本が、国民負担を抑えて、社会保障の水準を引き下げるといった選択をした場合には、韓国の社会保障は参考のひとつとなる」(高安 2014 : i-ii)

ここでいわれる、「低福祉・低負担」というのは、最小限で最低限、いいかえれば「ミニマム保障」ともいうべき制度整備である。後発福祉国家であるから構築せざるをえなかった、あるいは構築しえた韓国の「ミニマム保障」のあり方が、財政悪化に苦しみそれを打開しようとする日本の状況に対して、重要な政策的示唆を提示しているといえるのである。

### **(3) 後発福祉国家の限界と可能性**

以上のうち、前者つまり「過酷な現在・不安な将来」という側面は、後発福祉国家としての韓国の限界を示すものといえ、後者つまり「ミニマム保障の実現」という側面は、後発福祉国家としての韓国の1つの可能性を示すものといえる。この限界と可能性についてさらに深い研究と議論を進めていくことによって、日本の今後の制度改革の方針や方向性への示唆点を探ることを今後の課題として指摘し、ここでひとまず論を閉じることにしたい。

## 参考文献

大西裕 (2014) 『先進国・韓国の憂鬱——少子高齢化、経済格差、グローバル化』中公新書。

金貞任 (2009) 「韓国の介護保険制度」『海外社会保障研究』167。

金成垣 (2008) 『後発福祉国家論——比較のなかの韓国と東アジア』東京大学出版会。

金成垣 (2016) 『福祉国家の日韓比較——「後発国」における雇用保障・社会保障』明石書店。

金成垣編 (2010) 『現代の比較福祉国家論——東アジア発の新しい理論構築に向けて』ミネルヴァ書房。

キム・ヨンミョン (2008) 「韓国社会保障制度の3つの争点——公的年金、民間医療保険、バウチャー制度」同志社大学特別講義資料。

新川敏光 (2014) 『福祉国家変革の理路——労働・福祉・自由』ミネルヴァ書房。

高安雄一 (2014) 『韓国の社会保障——「低福祉・低負担」社会保障の分析』学文社)

武川正吾 (2007) 『連帯と承認——グローバル化と個人化のなかの福祉国家』東京大学出版会。

武川正吾／キム・ヨンミョン編 (2005) 『韓国の福祉国家、日本の福祉国家』東信堂。

田多英範 (2014) 「社会保障制度創設その後」田多英範編『世界はなぜ社会保障制度を創ったのか——主要9カ国の比較研究』ミネルヴァ書房。

東京大学社会科学研究所編 (1984) 『福祉国家1——形成』東京大学出版会。

宮本太郎編 (2002) 『福祉国家再編の政治』ミネルヴァ書房。

宮本太郎 (2003) 「福祉レジーム論の展開と課題」 埋橋孝文編『比較のなかの福祉国家』ミネルヴァ書房。

李蓮花 (2011) 『東アジアにおける後発近代化と社会政策——韓国と台湾の医療保険政策』ミネルヴァ書房。

Flora, P. (1986), *Growth to limits: the Western European welfare states since World War II, Vol. 1*, de Gruyter.

Korpi W. (1983), *The Democratic Class Struggle*, Routledge and Kegan Paul.

Maddison, A. (1989), *The World Economy in 20th Century*, OECD.

Mishra, R. (1981), *Society and Social Policy: Theories and Practice of Welfare*, The Macmillan Press.

OECD (1981), *The Welfare State in Crisis*, OECD.

Pierson, C. (1991) *Beyond the Welfare State?: The New Political Economy of Welfare* Cambridge: Polity Press.

Taylor-Gooby, P. (ed). (2004). *New Risk, New Welfare*. Oxford University Press.

#### **(以下、韓国語文献)**

キム・ヨンミョン (2007) 「社会投資政策と韓国社会政策の未来」保健福祉部・中央大学社会福祉学科『わが国における社会投資政策の適用方案に関する研究』保健福祉部・中央大学社会福祉学科。

キム・ヨンミョン／チョ・ウオンタクほか (2001) 『健康保険白書』中央大学社会科学研究所・国民健康保険管理公団。

参与連帯社会福祉委員会編 (2007) 『韓国社会福祉の現実と選択』ナヌムの家。

チョ・ヨンフン（2002）「現政府の福祉政策の性格——新自由主義を超えたのか」キム・ヨンミョン編『韓国福祉国家性格論争』人間と福祉。

## 第5章 アジアインフラ投資銀行 (AIIB) の政治経済学 —米中対立構造下での日韓の対応比較—

中戸祐夫 (立命館大学)

### はじめに

現在、戦後の国際経済秩序の形成において主導的な役割を果たしてきた米国の相対的な衰退と中国の急速な台頭といったアジア太平洋地域における国際秩序の変動のなかで、アジア太平洋地域の各国は世界の二大経済大国である米中の狭間にあって、どのように自国の安全保障と経済的繁栄を確保していくのかという共通した課題に直面している。とりわけ、日本および韓国は何れも安全保障の面では米国に依存する一方で、経済の側面では中国に対する依存が極めて高いという共通点を有している。しかしながら、こうした国際システムレベルでは共通したポジションにあるにもかかわらず、アジアインフラ投資銀行 (AIIB) への加盟問題に関連して、日本と韓国は対照的な対応を示した。すなわち、日本はAIIBへの加盟を見送る一方で、韓国は米国の懸念にもかかわらず加盟を選択した。

本章の目的は日本と韓国が AIIB への加盟をめぐる異なる対応を示した要因について検討することである。以下、本稿の構成は次のようになる。まず、第1節では、AIIBの政治経済的な意味を明確にするとともに、日本と韓国の対外経済政策を説明するための3つのアプローチについて整理する。次に、第2節はAIIB加盟問題に対する日本と韓国の対応について、とりわけ、国際システム要因と国内要因に着目しながら概観する。そして、第3節においては国際システムレベルと国内レベルにおける各国の対応について比較・検討してみよう。最後に、本章の内容を要約する。

### 1. AIIBの政治経済学

#### (1) AIIBの政治経済的インプリケーション

AIIBは2015年12月、アジアにおけるインフラ整備のための資金ニーズに応えることを目的として、中国が主導する形で発足した。実際に、AIIBは「シルクロード経済ベルト」構想と「二十一世紀海上シルクロード」構想の2つからなる中国の国家戦略である「一帯一路」構想を実現するために必要なインフラ整備のための金融支援を行

う役割を担うとされている<sup>1</sup>。中国が AIIB の設立を目指した公式的な理由はまず、アジアにおいて今後インフラ需要が 8 兆ドルあり、十分な資金の供給が不可欠であるために、新しい国際金融機関が必要であるというものである。次に、現行の国際金融機関では融資条件が厳しくインフラ整備のニーズに適した資金供給ができないために、新たな国際金融機関が必要であるというものである。

こうした中国による公式説明とは別に、AIIB の創設については、主として次のような論点が提起されてきた。第 1 に、戦後、米国を中心として形成されてきた国際金融秩序への挑戦という点である。IMF や世界銀行、そしてアジア地域にはアジア開発銀行 (ADB) という既存の国際金融機関があるために、競合関係になり得る。とりわけ、AIIB の設立は IMF 改革議論において、中国は世界第二位の経済大国にふさわしい役割を与えられていないことに対する不満の表明としても理解された。第 2 に、不透明なガバナンスに対する疑問が呈された。とりわけ、AIIB には常設の事務局が設置されないために、融資、汚職、環境問題などにおいて他の国際金融機関のガバナンスと同じ基準を満たすことができるのか疑問視された。

何よりも AIIB が多くの関心を集めた理由は米国が AIIB への参加に対して各国に慎重な対応を求めたにもかかわらず、日本とカナダを除く多くの同盟国および友好国が中国の呼びかけに応える形で参加を決定したからである。その結果、米国の指導力の低下が露呈するとともに日本の政策判断に対する批判が提起された。また、AIIB への加盟をめぐる日韓の対応が分かれたことも興味深い現象であった。確かに、イギリス、ドイツ、フランスといった欧州諸国はアジア太平洋地域の安全保障上の懸念を共有していないために、中国との関係において経済問題に重点をおいて判断することが可能であった。しかし、日本と韓国はアジア太平洋地域の安全保障問題は緊要な課題であるために、AIIB 加盟問題を経済的な観点からのみ検討することはできず、対米関係を考慮せざるを得ない状況にあったからである。

## (2) 分析の視角－3つのアプローチ

以上のような状況を鑑みて、次のような問いを立てることが可能となろう。すなわち、米国から AIIB 加盟に対して慎重な姿勢を示すよう要求があったにもかかわらず、日本と韓国はなぜ異なる対応をしたのか、という問いである。実際に、日本および韓国は安全保障の面では米国に依存する一方で、経済の側面では中国に対する依存が最

---

<sup>1</sup> 三船恵美『中国外交戦略』講談社選書メチエ、2016年、pp. 15-19.

も高いという国際システムレベルでは類似の制約条件がある。しかしながら、日本は米国と共に AIIB への加盟を見送る一方で、韓国は良好な中国との関係と経済的な利益を優先し、創設メンバーとして加盟した。したがって、AIIB 加盟に対する日韓の相違はどのような要因によって規定されているのかという問いが立てられよう。

こうした問いを検討する上で、ここでは対外経済政策をめぐる3つの主要なアプローチを取り上げて分析の視角を提示しよう<sup>2</sup>。まず、国際システムに着目した議論である。このアプローチは各国の対応は国際システムにおけるパワー配分、すなわち、国力によって規定されるとするリアリストの説明である。この視点では日本および韓国の国際システム上のポジションが各国の対応や政策選択に影響を及ぼすと理解される。すなわち、より強い国力を有する国はより自律的な対外経済政策を遂行することが可能である一方で、相対的に国力の弱い国は大国からの圧力に対して譲歩せざるを得ないというパワーに着目した国際関係の現実を反映したアプローチである。

次に、国内レベルに着目したアプローチとしては、とりわけ、次の2点から考えることができよう。第1に、国内アクターの利害と影響力に着目して、国家の対外経済政策は各アクターからの要求を反映するものとして捉えるアプローチである。このアプローチでは、AIIB 加盟をめぐる各国の国内状況に着目し、各国の国内アクターがその政策決定過程において及ぼす政治力を検討することになる。国内レベルに着目する議論のなかでもいわゆる利益団体モデルでは、企業や労働団体など様々な利益団体が自らの利益となる政策を選好し、政府に対して要求するという社会の多元性を重視する。この視点では日本と韓国は多元的性格を有した社会であると想定し、各国の政策決定過程を国内アクターによる政治過程の結果として把握する。

第2に、国家中心アプローチである。すなわち、国家を一つのアクターとして政策担当者に焦点を当てるアプローチである。このアプローチでは、対外経済政策の形成過程において、政策担当者が中心アクターとして政策形成に主要な役割を担うことが可能であると考えられる。すなわち、政策担当者の自立性に着目し、国家の政策選択は利益団体など社会的なアクターの選好をただ反映するだけではなくて、むしろ自らの立場を活用した制度の構築、安全保障政策とのリンク、国内の社会アクターの動員など様々な戦略を活用しうると想定している。したがって、このアプローチでは、各国の政権が中国をどのように認識し、米中の競合関係のなかでどのように利益を獲得しうると考えているのかが重要な論点となる。

---

<sup>2</sup> John Ikenberry, David Lake and Michael Mastanduno, "Introduction: approaches to explaining American foreign economic policy," *International Organization* 42, 1, Winter 1988, pp. 1-14.

以上の3つのアプローチを念頭におきつつ、以下、AIIBに対する日本と韓国の対応について概観してみよう。

## 2. AIIBに対する日本と韓国の対応

### (1) 日本の対応

#### ①国際システムレベル

日本は安全保障の面で米国に依存していることが日本の自主的な外交を制約すると想定されてきた。しかしながら、経済的な側面からみると中国は2004年以降、米国にかわって日本にとっての最大の貿易相手国になっているために、日本は経済的に中国に依存するという構図が形成されている。こうしたなかで、中国が主導するAIIBに対して、米国はガバナンスや融資基準が不透明だとの理由で否定的な見解を示す一方で、中国は日本に対して繰り返しAIIBへの加盟を呼びかけてきた。言うまでもなく、中国が主導するAIIBへの参加問題に関連して、日本が考慮すべき国際システムレベルの重要な要素は対米関係であった。

AIIBに対して日本はガバナンスや融資基準に対して疑問を呈する米国と歩調を合わせて懸念を表明した。まず、日米は既存の国際金融秩序で支配的な地位を維持しており、日米の利害は一致していた。中国はこれまでADBの出資比率を上げるように訴えてきたが、最大出資国である日本と米国は増資に反対を貫いてきたという経緯もあり、AIIBの設立は日米の対応が生み出した側面も指摘されていた<sup>3</sup>。また、米国が日本に対してAIIBへの加盟に対してどこまで強い圧力を行使したのかは定かではないが、実際の日本の選択の幅は決して大きくなかった。中国は2015年3月末を期限として創設時のメンバーとなる参加国を決定する方針を示していたが、その翌月に米国での日米首脳会談を控えた安倍首相がこの時点で米国の意向と異なる方向を示すことは政治的にも困難な状況にもあった。

#### ②国内要因

AIIB加盟問題をめぐっては安倍政権の対応は一貫していたと言える。むしろ、政府内部での多様な見解が存在したことは言うまでもない。とりわけ、英国やドイツなど主要国が参加を表明し、インフラ輸出で日本企業がビジネスチャンスを失う懸念が存

---

<sup>3</sup> 「日米、アジアの開発金融 中国主導に警戒 英が参加表明 先進国の追随焦点」『日本経済新聞』2015年3月14日

在したために、政府の内部では日本の参加を容認する動きも出てきた<sup>4</sup>。しかしながら、政権の AIIB に対する否定的な認識は維持され続けた。麻生太郎副総理・財務相は 2015 年 3 月 24 日の閣議後の記者会見で「(環境への配慮や恣意的な融資をさけるために) AIIB の理事会が個別の融資案件を審査できない点を改善しなければ我々としては参加ということはなかなか難しい」との見方を示し、政府は 3 月末までの判断は見送ることにした<sup>5</sup>。

国内政治的にみて AIIB への参加を促す強力な政治力を行使するアクターは存在しなかった。まず、財界も当初は AIIB に対する期待もあったために、参加しないことでインフラビジネスに不利益が生じる懸念も提起されたが、次第に安倍政権の AIIB に対する姿勢に同調するようになっていった<sup>6</sup>。実際には、安倍政権の強い政治力に対する配慮やアベノミックスに対する支持があったためである。また、自民党も外交・財務金融合同部会を開催し、安倍政権の AIIB への対応について検討したが、将来の参加については賛否両方の見解が提起されたものの、現段階での政府の判断を支持した<sup>7</sup>。したがって、安倍政権の方針に対して異論を唱える有力な政治勢力は形成されなかったといえる。

## (2) 韓国の対応

### ①国際システムレベル

AIIB への加盟問題において韓国はジレンマに直面した。韓国は安全保障の面では米国に依存し、米国の主導する国際経済秩序の恩恵を受けてきたことは事実であるが、同時に、AIIB への加盟を通して韓国企業がアジアだけでなく世界のインフラ構築プロジェクトに参加できるという経済的利益を想定できたからである。米国は AIIB の支配構造が過度に中国に傾くおそれがあるとして韓国を含む主要国の参加に対して懸念を表明していた。ダニエル・ラッセル米国務次官補(東アジア・太平洋担当)は 2015 年 3 月 17 日、韓国を訪問した際に「AIIB が他の開発銀行が設定した高い支配構造基準を採らなければならない」と強調し、韓国の対応を牽制した<sup>8</sup>。

韓国が AIIB への加盟を検討する際に影響を及ぼしたと考えられるシステムレベル

<sup>4</sup> 「中国主導 日本ジレンマ」『日本経済新聞』2015 年 3 月 21 日

<sup>5</sup> 「日本、中国の影響力警戒、アジア投資銀、審査など問題視」『日本経済新聞』2015 年 3 月 25 日

<sup>6</sup> 西村豪太『米中経済戦争 AIIB 対 TPP』東洋経済、2015 年、pp. 67-70.

<sup>7</sup> 「アジア投資銀参加に賛否 自民部会 政府の見送りに支持」『朝日新聞』2015 年 4 月 2 日

<sup>8</sup> 「仏・独・伊も AIIB 参加 日米主導の国際金融秩序に『変曲点』」『中央日報』(日本語版) 2015 年 3 月 18 日

の要因として次の2点が挙げられよう。まず、英国を筆頭にフランス、ドイツ、イタリアなどの欧州主要各国が2015年3月17日、AIIBに参加することを決定した。欧州の米国の同盟国が参加を表明したことで韓国のジレンマの負担は確実に軽減した<sup>9</sup>。次に、韓国は戦略問題と経済問題との分離を追及した。米国は北朝鮮の脅威を理由に在韓米軍への配備を要求してきたが、中国は自国の主要軍事力が同システムのレーダーによって露呈することに懸念を示してきた。こうしたなかで、韓国国防부는「ミサイル防衛システムの配備は韓国の安全保障の問題であり他国はこれに影響力を行使すべきではない」との立場を示した<sup>10</sup>。すなわち、米中の狭間にあつて安保は米国、経済は中国という韓国の「均衡外交」の基本構図が明確化される形となった。

## ②国内要因

AIIB加盟問題をめぐる韓国の国内状況については、安全保障などの点から加盟に対する慎重論はあったものの経済的な利益が期待できることからAIIB加盟について反対する議論はほとんど見られなかった<sup>11</sup>。したがって、国内でもAIIBへの参加に反対する強力なアクターは存在せず、対米関係を考慮した上での慎重論は提起されたが、AIIBへの参加は国内的にはほぼ一致して肯定的に捉えられた。その意味では、米韓FTA締結問題などのように、メディアや国内政治アクターが大きく二分して対立するような構図は形成されなかった。換言すれば、AIIB加盟によって利益を受けるアクターかいても大きな損失を受ける国内アクターは存在しなかったのである。

朴政権は当初、対米配慮の点から慎重な姿勢を示していたが、中国が主導するAIIBに対して高い関心を示していた。まず、朴政権下では韓国は中国の重要性を強く認識し、中国との関係強化に努めてきた。実際に、朴政権下では中国の経済的な重要性のみならず、北朝鮮問題においても中国の役割を重視する姿勢を示しており、中国の戦略的・経済的重要性はこれまでのどの政権に比べても高くなっていた<sup>12</sup>。また、韓国はAIIBの経済的利益のみならず、戦略的な価値も見出していた。すなわち、北朝鮮を

<sup>9</sup> AIIB加盟に対する韓国の公式的な説明は意思決定の仕組みなどガバナンスの懸念の相当程度が改善されたと判断されたというものである。「韓国、AIIB参加 アジアインフラ市場で年7300億ドルの機会」『中央日報』（日本語版）

<sup>10</sup> 「国防総務部『周辺国、わが国の国防政策に影響行使してはならない』」『中央日報』（日本語版）2015年3月17日

<sup>11</sup> 金賢九「AIIB参加が韓国で議論にならなかった理由とは」APIR Commentary No. 46, 2015. 5. 20.

<sup>12</sup> 朴大統領の中国への関心は大統領就任以前から明らかであった。Park Geun hye, “A New Kind of Korea: Building Trust between Pyongyang and Seoul,” *Foreign Affairs*, September/October 2011, pp. 13–18.

世界の開放された経済体制に引き出すために、AIIB を活用できるとの思惑もあった。その結果、朴政権においては、安全保障上の懸念を共有する米国との関係を悪化させずに、中国との経済的利益を確保できるという判断があった<sup>13</sup>。

### 3. 日韓の対応の比較・検討

#### (1) 国際システムレベル

まず、国際システムレベルに着目した観点からみると、AIIB 加盟問題に対する日本と韓国との対応について説明することは必ずしも容易ではない。国際システムにおけるパワー配分、すなわち国力という点から日本と韓国を比べると日本は相対的に韓国よりも国力があるといえる<sup>14</sup>。したがって、米国から AIIB への加盟に対して制約がかかる場合には、国力の大きい国よりも小さい国に対してより効果があると考えられるが、日本は加盟を見送り、韓国は加盟するというリアリストの想定とは異なる政策選択がなされている。したがって、米国からの圧力と国際システムにおけるパワー配分という観点から日韓の対応の相違を説明することは困難である。

むしろ、こうした点に対しては、リアリストからは次のような反論もあると想定できよう。すなわち、米国からの要求は韓国に対してよりも日本に対して強かったというものである。実際に、日本の AIIB 加盟がもたらすインパクトは韓国のそれよりも大きいために、米国が日本に対しては、より強く自重を求めたという可能性も否定できない。現段階では米国が各国に対して AIIB への加盟を躊躇するように水面下においてどれだけ圧力を行使したのかについては必ずしも明らかではない。しかしながら、米国が日本に対してのみ特別な圧力を行使したとは考えにくく、米国の圧力の程度が日韓の相違を規定したとは言い難い。むしろ、米国の対日要求が論点として表面化しなかった理由は、日本が当初から米国とともに AIIB に対して否定的な見解を表明していたからと考えるのが自然であろう。

なお、米国からの圧力ではなくて、中国の圧力を独立変数として日韓の対応を説明することも理論的には可能である。中国は日本と韓国の双方にとって最大の貿易相手国であるが、韓国は現在、米国と日本との貿易量を足しても中国との貿易量に及ばないほど対中貿易依存度を高めている。中国への貿易依存度を各国の GDP 比で考えると

---

<sup>13</sup> 尹炳世外交部長官は「米中からラブコールを受けるのは祝福」と自賛した。「韓国外交部長官 米中のラブコール、ジレンマではなく祝福」『中央日報』（日本語版）2015年3月31日参照

<sup>14</sup> ここでは、リアリストの想定に基づいて国力を軍事力や経済規模（GDP）を意味している。近年の韓国の経済規模は日本の3分の1から4分の1程度になろう。

韓国の対中貿易依存度は日本の対中経済依存度よりもはるかに高いといえよう<sup>15</sup>。したがって、こうした対中経済依存度の差が日本と韓国の対応の差を生み出したという仮説も提起されよう。しかしながら、中国はAIIBへの参加を広く呼び掛けており、日本や米国を排除しているわけではない。したがって、日本よりも韓国に対してより強く参加を呼び掛けたという議論はなりたたない。むしろ、中国は日本に対して繰り返し参加を求めていたのであり、中国からの「外圧」は韓国に対してよりも日本に対してより強かったとさえいえよう<sup>16</sup>。

## (2) 国内レベル

すでにみたように、日本および韓国のいずれにおいても政権の政策決定に影響を及ぼす政治力を有する国内アクターは存在しなかったために、各国の政権内の判断が政策選択において重要な役割を果たしたと判断できよう。日本の安倍政権は中国の脅威を明確に認識しており、中国の台頭を警戒する米国とともに中国主導の新たな国際金融機関の形成に対して不信感を有していた<sup>17</sup>。安倍政権のこの立場は一貫して変化していない。安倍首相は欧州諸国や韓国が参加を表明した後も「公正なガバナンスを確立できるのか慎重な検討が必要である」との姿勢を崩さなかった。むしろ、安倍首相は講演でアジア向けのインフラ投資を今後5年間の累計で1,100億ドルに引き上げる方針を示し、AIIBを強く意識した対抗策を提示した<sup>18</sup>。

一方、韓国の対中認識は日本のそれとは大きく異なっていた。とりわけ、朴政権下では中韓関係は大きく進展し、韓国の「中国傾斜論」がしばしば論じられてきた。韓国は北朝鮮という差し迫った脅威があるために、米国との安全保障を重視せざるを得ない反面、中国との関係強化を経済的利益の確保という観点から極めて重視していた。実際に、日本は日米関係と日中関係を対立的なゼロサム関係としてとらえる傾向がある一方で、韓国は米韓関係と中韓関係の両方のメリットを追求し、プラスサムの関係

---

<sup>15</sup> 米経済誌『フォーブス』の対中国貿易依存度ランキングによると韓国は3位、日本は5位とともに高い位置にある。中国は韓国の輸出の約25%を占め、これはGDPの約11%に相当する。また、日本の輸出の約19%を中国が占め、これはGDPの3%に相当している。Kenneth Rapoza, “Top 10 China Dependent Countries,” *Forbes*, NOV 26, 2015 at <http://www.forbes.com/sites/kenrapoza/2015/11/26/top-10-china-dependent-countries/#17f535cc1f42>.

<sup>16</sup> 対中経済依存それ自体が各国の政策選択をそのまま規定するわけではない。中国からの圧力の行使の程度、国内での政治過程、各国政権のパーセプションが変数として介在し、実際の政策選択がなされる。

<sup>17</sup> パワーバランスの変化の担い手である中国に対する安倍政権の認識は「国家安全保障戦略」にも如実に表れているといえよう。

<sup>18</sup> 「アジア投融資 3割増」『朝日新聞』2015年5月22日

を構築しうると認識している。むろん、米国と中国の両方のメリットを最大限活用する「均衡外交」を追求する韓国が経済の側面で中国との関係を重視したことは同時に、安全保障の面では対米関係を強調せざるを得ないという現実にも直面しよう。その意味では、AIIB への加盟は結果としては今後のミサイル防衛システム導入問題に対しても影響を及ぼす可能性は否定できない。

## おわりに

本章では AIIB 加盟問題に対する日本および韓国の対応の相違について検討したが、本稿の議論を要約すると次のようになる。第 1 に、本稿の問いに対する仮説は、日韓の政策選択は国際システム上のパワー配分や国内政治モデルによる説明よりも、各国の政権による対中国認識がより重要な規定要因になっているというものである。各国の国内政治過程や米国からの圧力の程度については今後、より厳密な検証が必要とされるが、各国の政権の対中認識の相違が AIIB 加盟問題に対する日韓の異なる対応を生み出しているように思われる。むろん、各政権の対中認識がそのまま政策として反映されうるか否かは国際システムレベルと国内レベルの要件にも依存していることは言うまでもない。

その意味でも、第 2 に、AIIB の事例に関しては、米国からの「圧力」は各国の政策決定において規定要因にはならなかったという点である<sup>19</sup>。これまで米国が圧倒的な国力を有し、戦後の国際経済秩序の形成と運営において主要な役割を担ってきたことは相違ないが、こうした米国の影響力の相対的低下と中国の台頭に対する各国の認識の相違が AIIB に対する異なる対応を生む余地を形成した。日本の安倍政権による AIIB への不参加という判断は米国に対する配慮ばかりではなく、中国主導の国際経済秩序の形成に対する安倍政権の警戒心が反映されている。一方、韓国においては経済領域における米国の圧力よりも中国との良好な経済関係の維持と戦略問題との分離がより大きな規定要因になった。その意味において、中国の台頭とともに日本と韓国の経済外交における米国の影響力が相対的に低下していることは確かである。

---

<sup>19</sup> 米務省のラスキ報道部長は 2015 年 3 月 26 日の記者会見で「それぞれの国が判断することだ」とし、韓国の AIIB への参加の表明に対して明言をさけた。「韓国『参加』、米振り切る」『朝日新聞』2015 年 3 月 28 日

## 第6章 国際生産ネットワークにおける日本企業の競争力 －「暗黙知」の可能性と課題に関する予備的考察－

後藤健太（関西大学）

### はじめに

本章は、企業を取り巻く環境がますますグローバル化し、国際分業が進化するなかで、日本企業の強みの源泉として形式化された技術や製品といった要因に加え、「暗黙知」とされる部分が果たす役割に関して考察を行うものである。特にグローバルな生産体制において、企業活動の高度化を機能面から実現する際には、こうした「暗黙知」の重要性が大きくなる可能性に言及する。

また本章では同時に、今日ますます注目を浴びるようになった企業の社会的責任（CSR）についても若干の考察を加える。こうした問題に関していえば、現場レベルの「暗黙知」の移転による競争力強化だけでは、国際的経済統合において日本企業のポジションを強化・維持するには限界がある可能性についても論じてみることにする。

なお本章は、データや観察などに基づいた実証分析や事例研究から導き出された新たな知見を提示するというよりは、こうした「暗黙知」がどのようにグローバル生産体制に関わり、日本企業の強みとどのように関連し、応用可能性がどこにあるかについて、いくつかの視角・課題の提起を試論的に行おうとする覚書的小論である。

### 1. 国際生産・流通ネットワークとコア・コンピタンス

90年代に入ると、国際貿易の傾向が、それまでの異なる産業部門間の国際貿易（垂直貿易）から、同じ産業部門内の貿易（水平貿易）へと移ってきた。こうした変化の背景には、生産プロセスの分断（フラグメンテーション、fragmentation）とその国際的な立地の進展と、結果としての国際生産・流通ネットワークの広がりあり、その展開は特に東アジアにおいて著しい（Kimura and Ando, 2005）。

このような国際生産・流通ネットワークの展開が国の経済政策のあり方や有効性に影響を及ぼす可能性が強まると、こうした事象の分析方法の一つとしてグローバル・バリュー・チェーン（GVC）分析が注目されるようになった。GVCの分析枠組みは、生産要素集約度の異なる生産プロセスに関して、それぞれ①「生産工程（process）」、②「生産品目（product）」、さらには③「機能（function）」という異なる観点からその高

高度化の可能性を検証することが中心課題である（後藤、2014）<sup>1</sup>。例えば新しい生産設備や管理手法の導入による生産性向上は①にあたる高度化の事例であり、②の事例としては、同様な生産技術を用いながらも、より高度で付加価値の高い新製品の生産にシフトしていくタイプの高度化があげられる。③については、これまで生産分野を担っていたような企業が、より知識集約度の高い研究開発やマーケティングなどといったような付加価値の高い機能へとシフトするようなタイプの高度化を指す。GVC 分析は、こうした3つの異なるタイプの高度化に関し、その可能性や課題を明らかにすることを主要な目的としている。

ところでこの国際生産・流通ネットワークが拡大・進化する中で、日本企業のポジションを今後どのように維持・向上させていくかが大きな課題となっている。生産・流通ネットワークの分断化と細分化が進めば進むほど、これまでのような特定「産業」を対象とした政策はさほど意味を持たなくなっている。むしろその特定の「機能の中」でいかに高度化を実現させるか（工程と品目の高度化）、あるいはさらに高付加価値な分野へと、「機能をシフト」していくか（機能の高度化）が要となる。こうした視点は企業戦略を考える場合も同様に重要となり、その企業が担っている特定機能の内外におけるダイナミックな高度化の実現が鍵となる。

生産プロセスの分断化（fragmentation、フラグメンテーション）がますます進んでいる今日のグローバルな生産体制において、日本企業に求められるのは、自社が担う中核的な事業（core competence、コア・コンピタンス）をどのように定義してその国際付加価値連鎖におけるポジションを維持・強化していくかということである。このコア・コンピタンスは、常に環境変化に応じて動的に「再定義」され続けなければならないが、こうしたダイナミックな企業の高度化を支えるのは、言うまでもなく企業のイノベーション能力である。これは同時に、こうしたコア・コンピタンスから外れる「周辺的事業」（peripheral functions）を外注（outsourcing、アウトソーシング）や海外移転（offshoring、オフショアリング）、あるいはこれを組み合わせるなどの方法によって日本の本社から外へと外部化する作業を伴うことを意味するが、そこにおける技術移転がサプライチェーン全体の競争力という観点からは重要となる。

## 2. 周辺機能の外部化、技術移転と暗黙知

GVC の枠組みでは、その生産流通ネットワークを統括（coordinate）する主体とし

---

<sup>1</sup> この他にも「産業部門間（inter-sectoral）」の高度化という類型もあげられることがある。

でのリード企業の役割が重要視されている。先述のように、このリード企業の競争力は、それが統括する生産流通ネットワーク全体の競争力に依存している。このよう観点から日本とアジア、特に経済発展の著しい東南アジア諸国との経済関係を考えた際、日本企業がいかに効率的にその「周辺の事業」をアジアの国々に移転し、全体として競争力のある生産流通ネットワークを構築できるかがその競争力を左右することとなる。数年前の尖閣諸島の問題を契機として起きた日中間の政治的な軋轢や、中国での賃金上昇圧力もあり、日系企業を含む多くの先進国企業が、中国での事業の一部を周辺国へと移転する動きを活発化させているのは周知の事実である。そのため、こうした投資・進出先の中でも日本企業が最も重視しているのが東南アジアの国々である。

ところで、日本企業がこれまでコア・コンピタンスとして担ってきた諸機能や工程の一部を外部化する際、現地企業に対して行われる現場の生産ラインレベルの相対(あいたい)的・直接的な技術移転が一つの特徴として挙げられる。こうした現場レベルにおける技術移転の方法が、マニュアルなどの形式化された知識や技術(形式知)によるものに加え、日本の技術者と現地の直接工員間の実施を通じたものであることも多い。こうしたマニュアルに依存しない、あるいは依存度の低い方法による技術移転は、形式化することが難しいが、様々な高度化に重要な「暗黙知」をより効率的に移転できる可能性があると思われる。

こうした問題意識の下、日本企業が統括する国際生産・流通ネットワークにおける「暗黙知」の移転について、縫製産業を事例に少し考えてみたい。筆者はこれまでカンボジアやタイなど東南アジアの縫製産業の研究を行ってきたが、同産業に関して最も長く、そして深く調査を行ってきたのはベトナムである。ベトナムは1986年のドイモイ政策を皮切りに、90年代に入って急速に「西側」諸国の経済秩序に参画し、急発展してきた。この国際経済への統合局面を先導したのが、同国の縫製産業である。

すでに多くの指摘があるように、ベトナムの縫製産業がグローバルな生産・流通ネットワークで担う機能は労働集約的で、知識集約度の比較的低い組立工程(CMT工程)<sup>2</sup>に特化しており、全体の中でその機能がもたらす付加価値の比率は極めて低い。しかしながら、仕向け先による違いはあるものの、外資企業主導の生産・流通ネットワークに入ることで、ベトナム企業は着実に「生産工程」と「製品品目」に関する高度化を一定程度実現してきたのである<sup>3</sup>。ただし、より「知識集約度」の高い機能を国際生

<sup>2</sup> 縫製産業における組立工程は、一般的には”Cut, Make and Trim”という3つの主要な工程を担うことから「CMT」と呼ばれることが多い。

<sup>3</sup> この仕向け先の違いによる「生産工程」と「製品品目」の高度化の違いに関しては、後藤(2009)や

産・流通ネットワークで担うような段階にはまだ至っていないのが実情であることも確かである。

一般的に縫製工程は非熟練労働力を中心に用いられているとされているが、実際には縫製ラインの中で直接ミシンなどの生産機械を扱う労働者（縫製直接工員）の技量の差が企業間の生産性の差、そして収益を中心としたパフォーマンス指標の格差に直結している。さらに個別縫製直接工員の技量にも劣らず重要なのが、生産ラインの管理者の能力である。縫製産業の場合、縫製品の製品仕様によって、使用するミシンの種類を選び、その順番を組んで生産ラインを作る。どのようなシンプルな仕様の衣料品でも、その生産には複数のタイプのミシンが必要となるが、このミシン類の組み合わせとラインにおける順番次第で生産性に大きな格差が生じるのである。また、一つの生産ラインには20～30名の縫製直接工員が並ぶことが一般的であるが、この工員間の仕事の配分を最も効率的に決める必要もある。これは、仕様書からその製品が完成に至るまでに必要な全工程の総時間を計算し、それを技術的に分割可能な20～30（生産ライン上の直接工員の人数分）の小工程に分けるところから始まる（工程間分析）。これをさらに各縫製工員の技量の違いを考慮して生産ラインに配分し、生産プロセス上の隘路（ボトルネック）をなるべく少なくするような所作をとらなければならない。

こうした生産管理上の能力は、経験からしか獲得できないような「暗黙知」をたくさん含んでおり、マニュアルなどを通じて簡単に移転できるものではない。ベトナム縫製企業の生産工程高度化に関しては、日本企業が統括する日本市場向けの生産流通ネットワークにおいて特に顕著である（後藤、2009；Goto et al. 2011）。その日本向け生産ネットワークの技術移転の特徴としては、日本企業の技術者がベトナム企業の縫製ラインに非常に密接に関わっている点あげられる。つまり、現場レベルの「実施」を通じた技術の移転が中心なのであり、その過程でCMT工程の高度化を可能とした、多くの「暗黙知」が現地企業の中に蓄積されてきた可能性がある。

これまで縫製産業はベトナム最大の輸出産業だったが、数年前からその座が電子産業に移っている。このような変化は、ベトナム経済全体が高度化したように捉えられがちである。こうした印象は、一般的に携帯電話やパソコンのような精密電子機器類の生産工程が、縫製産業の生産工程と比較して「高度」な技術やスキルが必要であるかのようなイメージによるものかもしれない。最近筆者はベトナムにおけるこれまでの縫製産業の研究に加え、同国の電子産業を調査する機会にも恵まれたが、実際に日

---

Goto et al (2011)などを参照してほしい。

本企業を含む大手の多国籍電子企業を訪問して意外なのは、その組立を中心とした生産ラインにおいて労働者のスキルや能力がさほど重要視されていない点である。さらにこれまで電子産業の生産ラインで勤務した経験がない労働者でも、単純な工程であれば1週間から2週間程度の研修でそれをこなすことができるというのが、多くの企業での反応であった。電子産業の組み立て生産ラインは縫製産業のそれよりもはるかに高度に機械化・自動化されており、その生産ラインに並ぶ直接工員は、間違えようのないくらいマニュアル化された、極めて単純な繰り返し作業を担っているのである。それはおそらく縫製品と比べ、組立工程におけるわずかな誤差も許容できないという電子機器類の製品特性からくるものと思われる。

産業の特性という観点からいえば、労働集約度が高い縫製産業に対し、このような電子産業は資本集約的であるため、資本蓄積が一定程度進んだより経済発展レベルの高い国に適した産業部門ということになる。ただし、電子機械類の生産プロセスの全ての工程が技術集約的なものであるとは限らず、ベトナムが重荷になっているような、大量の労働力を必要とするものもある。つまり、この電子産業に関しては、メンテナンスが縫製産業と比較してはるかに進んでおり、その工程間の生産要素集約度の違いも大きいと思われる。またベトナムの輸出型電子産業の場合、電子産業の生産設備はほぼすべて輸入に依存しており、ベトナム国内で供給可能な生産要素は非熟練労働力に限定されている。つまり、ベトナムの輸出産業構造が縫製品から電子製品に変わったとしても、結局それが担っているのは労働集約的な機能に限定されているということである。

さらに同産業の調査を通じて感じるのは、その中でベトナムが現在担っている労働集約的機能が、ともすれば縫製産業と比較しても単純で技術のいらぬ、形式化されやすいタイプの工程に限定されているということである。縫製産業においては、現場企業に対する形式知の移転を超えて、生産システム全体の効率化のための「暗黙知」の移転が生産工程の高度化に重要だったが、このような「暗黙知」の移転が、ベトナムにおいてはまだ萌芽的な局面にあると思われる。おそらく縫製産業のCMT工程全体の生産性を左右するような「暗黙知」と、電子産業の生産システム全体の効率化を実現する「暗黙知」には、その獲得の「困難さ」で大きな差が存在する可能性が強い。このことは、今後ベトナム経済がさらに成長して人件費が上昇した場合、電子産業の生産工程の高度化を実現するためには、いかに効率的に「暗黙知」を現場に移転していくかということが、縫製産業の場合と比較してもより重要な課題となることを示唆すると考えられる。

### 3. CSR、「暗黙知」と日本企業の課題

近年、多くの製造企業にとって重要となってきたのが、その生産・流通過程における環境および社会的側面（主に労働）の法令遵守（コンプライアンス）の問題である。こうしたコンプライアンスに関しては、その生産工程をすべて垂直的に統合している場合は自社（本社）の社内の問題として取り組むことが可能である。しかし、今日のように生産のフラグメンテーションと国際化が進めば、そのコンプライアンスも、サプライチェーンにおける技術移転の問題と同じように一つの課題として表出してくる。特に生産工程を外部化（アウトソーシング）している場合は、そのアウトソース先企業のコンプライアンス対応能力が、自社のコンプライアンス対応能力に直結するようになり、その遵守への対応はさらに間接的で複雑になる。

縫製産業でも電子産業でも、コンプライアンスへの関心は確実に高まっており、特に欧米の主要企業が神経質にその遵守をそのサプライチェーンに参加する企業に求める動きが強まっている。そのサプライチェーンにおけるコンプライアンスの問題について、欧米の多くの企業は、各社独自の Code of Conduct（行動規範、CoC）などを設定し、その CoC の遵守をサプライヤーに求めるものが主流である。電子産業では特に EICC<sup>4</sup> が作成した CoC という基準が業界のスタンダードとなりつつあり、その遵守がベトナムのような国で操業する企業にも浸透してきつつある。通常 CoC は、EICC のものも含み、法令の遵守という厳密で限定的な意味でのコンプライアンスの要求基準以上のもので設定している場合が多く、そのことからこれらの活動が企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility、CSR）の指針として位置づけられることが多い。

このような明文化されたスタンダードによるコンプライアンスへの取り組みは、日本企業にも広がりつつある。しかし、筆者のベトナムにおける限定的な観測からは、まだまだ多くの日本企業では「形式化されたルール（形式知）」に基づく CSR 活動よりも、「実施」による「良い実践」を重視し、結果としてコンプライアンス以上の基準を達成しているといった傾向が強いように思われる。例えば労働面に関していえば、現場レベルでの作業姿勢を改善するなどの「実施」を通じて生産効率を高め、結果として労働安・衛生レベルが向上したりすることはよくあることである。日本企業ではこうした小さな現場レベルの改善がたくさん積み重なることで、非常に良好な労働環境

---

<sup>4</sup> Electronic Industry Citizenship Coalition（EICC、電子業界 CSR アライアンス）は主にこの業界に関わる労働者の権利と福利厚生を守ることを目的に、2004年に世界の主要電子企業が共同で設立した非営利団体である（<http://www.eiccoalition.org/about/>）。

が生み出されているという印象が強い。これは、技術移転の場合と同様に、CoC による明文化された規律の遵守による労働 CSR ではなく、明文化されていないがより多岐な問題をカバーしようとするような、日本企業において長い時間をかけて培われた「暗黙知」が現場の実施を通じて移転され、結果として良い労働環境の創出につながっているものと思われる。

ただし生産工程の高度化の場合とは異なり、CSR の場合には、それが一つの明文化されたスタンダードとして様々な国際ルールの中に埋め込まれることがある。例えば環太平洋パートナーシップ協定 (TPP) にも雇用・労働に関する条項が入っている。日本企業はこれまで「暗黙知」の現場での移転を通じてよい労働環境を生み出してきたものの、TPP の枠組み内でこうした条項の遵守、あるいはその遵守の「証拠」を求められたり、第三者による監査 (audit) によって評価されたりするような場合、これまで実施を通じて暗黙的に実施してきた様々な取り組みも、明文化して形式的なものに変換 (表出化) する必要が生じる。つまり、こうした分野に関しては、これまで日本企業が蓄えてきた「暗黙知」をいかに効果的に「形式知」へと変換するか、ナレッジ・マネジメント能力が重要となる可能性が高い。

## 参考文献

Goto, Kenta; Natsuda, Kaoru; and John Thoburn. (2011). “Meeting the Challenge of China: The Vietnamese Garment Industry in the Post MFA Era” *Global Networks*, 11 (3), 355-379.

Kimura, Fukunari and Mitsuyo Ando, 2005. “Two-dimensional fragmentation in East Asia: Conceptual framework and empirics” *International Review of Economics and Finance*, 14, 317-348.

後藤健太. (2009). 「グローバル経済化とベトナム縫製企業の発展戦略—生産・流通ネットワークと企業パフォーマンスの多様化」坂田正三 (編著) 『変容するベトナム経済主体』、研究双書 579、アジア経済研究所、123 - 154 頁。

後藤健太. (2014) . 「戦後アジアの国際生産・流通ネットワークの形成と展開」宮城大蔵編著 『戦後アジアの形成と日本』中央公論新社、167-205 頁.

## 第7章 資料編

### ゲスト講師講演概要

#### (1) 京都大学大学院経済学研究科長・教授 岩本武和氏

##### 「世界の資本フローからみた金融危機とアジア太平洋」

- ①アジア太平洋地域を含む新興国の経常収支黒字(世界的な過剰貯蓄)が米国の経常収支赤字をファイナンスすること(グローバルインバランス)によって、実質金利を引き下げ、それが資産バブルを引き起こし、金融危機につながったというストーリーは、ネットの資本フローの側面だけしか見ていない。
- ②金融危機前のグロスの資本フローを見ると、米国-アジア太平洋間の資本流出入よりも、欧米間の資本の流出入の方が、はるかに巨額であり、金融危機後には一挙に縮小している(volatile and procyclical)。
- ③今後の世界の資本フローでは、1)ギリシャ問題の行方如何による欧米間の資本フローと、2)米国の利上げ(出口戦略)を見込んだ新興国通貨安と新興国からの資本流出に注目していく必要があるはず。
- ④欧米間のグロスの資本フローは、今日におけるグローバル流動性の大部を占めている。すなわち、欧銀の在米子会社は、米国のMMF(wholesale funding market)から短期資金を調達し、それを本国の親会社に送金、欧銀の親会社はそれを米国のシャドバンキング・システムを経由してMBSやCDOといった証券化商品を購入することによってレバレッジを膨らませていった。
- ⑤資産バブルが崩壊し、証券化商品の価格が下落すると、それらを担保にMMFから資金供給を受けていたレポ市場やABCP市場(collateral intermediation)におけるヘアカットが急騰し、流動性の枯渇に見舞われた金融機関は、担保資産の投げ売り(fire sales)を行わざるを得なかった。
- ⑥今日における流動性の供給は、中央銀行と商業銀行による現金+預金という伝統的なコア流動性による以上に、wholesale funding market ⇒ collateral intermediation といったシャドバンキング・システムを経由したノンコア流動性による方がはるかに巨額である。この「ノンコア流動性の超過供給⇒ヘアカットの低下とノンコア流動性の枯渇⇒ヘアカットの高騰」こそ、金融危機の真相であり、欧州の銀行が、グロスの資本フローを通じて、このメカニズムに大きく関与していたからこそ、リーマンショックとユーロ危機は連動していたのである。

⑦資本フローが流出・流入ともグロスで拡大したことに伴い、ストックとしての国際投資ポジション(IIP)も対外債権・債務ともグロスで拡大した。

⑧その結果、「対外純資産の変化(ネット)=経常収支(ネット)」というストックとフローの関係が崩れ、グロス IIP から発生する評価効果(キャピタルゲイン・ロス)が経常収支以上に巨額となり、「 $\Delta NFA=CA+VAL$ 」という関係の方が重要となっている。

⑨金融危機前の日米比較を行うと、米国は経常収支赤字を凌駕するキャピタルゲインを稼得し、経常収支赤字でありながら NFA は改善しているのに対し(Exorbitant Privilege)、日本は巨額のキャピタルロスを被り、経常収支黒字を持続させても NFA は増加していない(Exorbitant Duty)。

⑩逆に金融危機後は、米国は経常収支赤字を縮小させているにもかかわらず巨額のキャピタルロスを発生させ、NFA は悪化しているのに対し(Exorbitant Duty)、日本は経常収支黒字が激減しているにもかかわらず、巨額のキャピタルゲインを稼得し、NFA は増加し続けている(Exorbitant Privilege)。

## (2) 九州大学経済学研究院教授 清水一史氏

### 「ASEAN 統合と日本の役割—ASEAN 経済共同体の実現と東アジア—」

#### ①ASEAN の課題

ASEAN は現在、2015 年末の AEC の完成を目指しており、AEC 実現へ向けて着実に行動がとられている。ASEAN 域内経済協力は、着実な成果を上げており、生産ネットワーク構築の支援も行ってきた。東アジアの地域協力においても ASEAN が中心となってきており、ASEAN は、現代の経済統合の最重要な例の一つであるといえよう。また、世界金融危機後の変化は、世界経済における ASEAN の重要性を増すとともに、AEC の実現を追い立てる。

ただし統合への遠心力もある。各国政治の不安定と各国間政治対立、発展格差、各国の自由貿易へのスタンスの違い、南沙諸島を巡る各国の立場の違い、それにも関連する各国の中国との関係の違い。

しかし現代世界経済の下で発展のために、AEC の確立と統合の深化が不可避であり、東アジアの地域協力においてイニシアチブを握り続けることも肝要である。2015 年末を通過点に、更に AEC の実現へ突き進むであろう。

#### ②「AEC2025」へ向けて

2014 年 11 月「ネピドー宣言」が AEC2025 へ向けて出された。1)統合され高度に

結合した経済、2)競争力のある革新的でダイナミックな ASEAN、3)強靱で包括的、人間本位・人間中心の ASEAN、4)分野別統合・協力の強化（新規）、5)グローバル ASEAN。2015 年 11 月 ASEAN 首脳会議で、2016-2025 年の「AEC2025」を定める予定である。

### ③ASEAN と日本

ASEAN は日本にとっても最も重要なパートナーであり、これまで 40 年以上にわたり緊密な関係を維持してきた。今後も政治経済的に ASEAN との関係強化が不可欠である。日本企業にとっても生産ネットワークを構築し、最も重要な生産基地・市場である。AEC へ向けて更に関係の深化が必要であり、東アジアの経済統合に向けても重要である。今後の日本と ASEAN の関係、日本の ASEAN への協力についていくつか提言も出されており、既に進められているものも多いが、更なる協力が必要である。

ASEAN 統合の「深化」と「格差是正」に向けた協力が必要である。

「統合の深化へ」1)統合の阻害要因の検討と解決への協力（ASEAN 大で生産ネットワークを構築している日系企業からの視点で阻害要因を洗い出し、ASEAN に提示）2)ASEAN における物流円滑化への支援（ASEAN シングルウインドウ（ASW）への支援）、3)ルール整備の協力：環境ルール、安全ルール、知財権ルール

「格差の是正へ」1)物流インフラ整備への協力：ハードインフラ面での支援、2)統合のネガティブな影響を受ける各国へ支援（技術人材育成、裾野産業などへの支援

「経済連携への協力」1)RCEP 構築への協力、2)東アジアの FTA とアジア太平洋の FTA の連結、日本の成長と市場開放に向けて、より対等な相互協力へ進むべき。

2013 年に日本 ASEAN 友好協力 40 周年：40 年を越える友好協力関係が続いている。

今後、更に日本は ASEAN とより緊密な関係を築いていくべきである。

## 研究会記録

2015年6月26（金） 第1回研究会

講演①「ASEANの現状－AECの展望と課題－」

リサーチリーダー：木村福成教授（慶應義塾大学）

講演②「世界の資本フローからみた金融危機とアジア太平洋」

ゲストスピーカー：岩本武和教授（京都大学）

自由討議

2015年9月29（火） 第2回研究会

講演「ASEAN統合と日本の役割－ASEAN経済共同体の実現と東アジア－」

ゲストスピーカー：清水一史教授（九州大学）

質疑応答・自由討議

今後の進め方（下半期の予定、年度末報告作成に向けて）

2015年12月28（金） 第3回研究会

報告「ASEAN経済統合とTPP」

リサーチリーダー：木村福成 教授

質疑応答・自由討議

2015年度研究報告書ご執筆について

次年度研究プロジェクトについて



「アジア太平洋地域の政治・経済的協力のあり方」  
研究報告書

---

発 行 日            2016（平成 28）年 3 月  
発 行 所            〒530-0011  
                         大阪市北区大深町 3 番 1 号  
                         グランフロント大阪 ナレッジキャピタル  
                         タワーC 7 階  
                         一般財団法人 アジア太平洋研究所  
                         Asia Pacific Institute of Research (APIR)  
                         TEL (06) 6485-7690（代表）  
                         FAX (06) 6485-7689  
発 行 者            榎 原 則 之

---

ISBN978-4-87769-369-5